

徳川時代に於ける不作為の給付契約・詫證文・徳政 擔保文言附證文：史料紹介を主眼とする古法制雜考 (その二)

金田, 平一郎
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/16231>

出版情報：法政研究. 4 (2), pp.207-290, 1934-03-05. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



徳川時代に於ける

不作爲の給付契約・詫證文・徳政擔保文言附證文

——史料紹介を主眼とする古法制雜考(その二)——

金 田 平 一 郎

は し が き

本篇は、徳川時代に於ける、契約上の不作爲の給付に關する斷片的な史料、並びに同時代の訛證文及び所謂徳政擔保文言の記入せられて居る契約證書を、僅かばかり紹介する目的で稿を起したのであるが、併せてそれ等に就き、簡單なる解説を試みて見度いと思ふ。

尙ほ此三項目は、全然關係のないものを並べたといふ譯ではなく、夫々少い乍ら或種の關聯を有つ所から、こゝに此三つを選び出したのである。此點に就いては、後段又述ぶる所がある。

不作爲の給付契約

徳川時代に於ても、不作爲の給付を契約するといふことが見られる。然らば不作爲を内容とする給付契約に關する法制としては、如何なるものがあつたかといふことになる、此方面の關係史料は、極めて貧弱なる私の記帳を通して見た丈のことではあるが、存するもの甚だ少ない様に見受けられるので、此點に關する充分なる了解は、

相當困難である様に思へる。されば以下の叙説も勿論、私の知る史料を綴り合せて、一定の行爲を爲さないと云ふ意味に於ける、不作爲の給付契約に關する法制の一端を窺ふに過ぎない。

關係史料として先づ第一に、古判例集たる公事録所出の次の如き、幕府評定所の判決を擧げることが出来る。

養 子 妨

貞享四卯十二月十四日

一八木仁兵衛御代官所常陸國下妻大町市左工門訴出候者弟彌四郎を同所與左衛門方へ養子ニ可遣旨相窮候處同所市兵衛方より以使申遣候ハ先年彌四郎を養子ニ貰候處父市左工門致返事候者佗名ハ爲繼申間敷旨申遣候間無是非致其通置候然ニ此度他名與左工門方へ養子ニ遣候段遺恨ニ存旨申越候ニ付双方名主並同所常願寺取噺候得共市郎兵衛不致承引迷惑仕候市左衛門訴之付令穿鑿處一、郎兵衛儀妨候段無紛不届ニ付辰十二月十四日令牢舍取扱彌兵衛新工門加兵衛十兵衛新六亦工門太左工門十左工門庄次郎義取扱之次第不埒ニ相聞候ニ付牢舍可申付處誤候旨致訴訟ニ付令赦免候且市郎兵衛儀已正月六日令出牢彌四郎ハ與左工門養子ニ爲遣候（下略）

しかし此判決をば、直ちに採つて以て不作爲の給付契約に關する法規の一適用例なりとなすことは、少しく躊躇せられねばならない。と云ふのは、此判文文では、市郎兵衛の主張が虚構である爲めに、養子縁組の妨害として、此判決が下されたものとも解し得られそうであるからである。

扱て一應右の様な懸念も存するが、しかし此判文全體の調子から考へ、又事案が養子縁組に關するものである

といふ點から見ると、敢へて虚偽の主張をなすものとも一寸考へられず、市郎兵衛の主張は虚構ではなく、事實彌四郎なる者には以後他名を繼がせないといふ契約が取結ばれて居たもので、市郎兵衛の主張は之に基づいて居たものと見て、差支へないのではあるまいか。若し果して然りとすれば、此場合最も適當恰好な参考資料となる譯なのである。即ち若し事實此種の不作爲の給付契約が存在したにしても、之を主張する市郎兵衛の行爲は、尙ほ養子縁組を『妨』げるものとなされるものであるが故に、此種の不作爲の給付を内容とする契約は、法律上當然に無効であるといふ原則の存在が、右に掲げた判決を通して、看取され得ると思ふからである。

次に第二の史料として、公事方御定書下巻第四六條養娘遊女奉公に出し候もの之事の條の『享保十八年極一輕キもの養娘遊女奉公に出し候もの實方より訴出候共無取上但卑賤之者養子ニ遣候ハ實方ニも其心得可有之事ニ候間證文有之候共無取上云々』（徳川禁令考後聚 第二帙七六七頁）なる條規がある。當時養子縁組に際し養親と實方との間に、將來養子を遊女其他の卑賤なる奉公に出さないといふことを約する慣行があつた。此ことは、當時の文例書に就いても屢々見受けられる所で、例へば嘉永四年東都版書狀獨稽古所出の男養子一札に『一此何次郎……養子ニ申請候處實正也……然ル上は我等實子出生候共嫡子ニ相立跡式相讓可申候又は如何様之義御座候共惡敷奉公爲致中間敷候』（文化五年東都版年中用文大成所出男養子 一札には『野郎其外あしき奉公ニ遣申間敷』）とか、大坂要用錄所出養子貰人々返り一札に『……勿論野良其外かしき奉公、又者賣女ケ間敷奉公等決而爲致申間敷候』（古事類苑政治部 三七七四頁）とかいふ文案の存することに依つて知ることが出来るのであるが、右御定書の條文中に『證文』とは、此種の契約證書を指すものと考へられ、従つて右

の規定の意味は、少くとも所謂『輕キもの』の間に行はれた養娘縁組に關聯して取結ばれた所の、將來養娘を遊女奉公に出さないといふ不作爲の給付契約は、『無取上』（無訴權）、即ち少くとも法廷上の効力を認められな
いといふにあると、考へられるのである。

此規定がかく解し得られるとするならば、此規定は一面に於て、養親はその養娘を當然遊女奉公に出し得られるものであることを、物語つて居るのである。然るに此御定書より後のものと考へられるが、聞傳叢書に『養女を勤に出し候趣實父及承、右體の約束にて養女には不遣候間、取戻度旨申立及出入候節、養父及困窮通例の奉公に差出候儀は勝手次第にて、實父の方にて可差障筋無之候得共、遊女奉公等爲致候段は養父不埒に付、其心得を以取計可然事』（日本經濟大典第二）なる規定が見え、之にあつては、養親が養娘を遊女奉公に出すことは、許るされざることゝなして居る。そこで先の御定書第四六條と此規定との關係如何といふことになるが、先づ一應は此規定に依つて御定書の原則が改廢されるに至つたとも考へられるが、事實は然らずして、此兩原則は同一事項の規律ではなく、後來迄兩者並び行はれたものと思ふのである。蓋し御定書の規定はその文にいふ様に、『輕キもの』『卑賤之者』の養娘縁組に關する規定であり、しかもそれは又法文から徴せられる様に、遊女奉公に差出すことを豫定せる底の、云はゞ遊女身賣的實質を有する養娘縁組のみに關する規律であると考へられ、聞傳叢書所出の法規は、身賣的ならざる純粹の養娘縁組に關する規定であると、解せられると思ふからである。

之を要するに、遊女身賣的な養娘縁組に際し、將來養娘を遊女奉公に出さないといふ内容の不作爲の給付を契

約するも、之に對し法律は何等の保護を與へないといふ原則があつたのである。

されば當時、遊女身賣的養娘縁組を締結するに當り、用意周到なる當事者は、右の様な法規の存在を知つてか知らずしてか兎も角、遊女奉公に出さなといふ様な約束をなさないのである。進んで將來遊女奉公に出すことを是認する旨の文言を、その契約證書面に記入したものであつたらしい。此ことを實證する一生不通養娘證文數通を、今九大法制史研究室に藏するので、試みにその一例を舉げて見よう。

一生不通養子娘證文之事

一我等娘かつ與申當年八歳ニ相成候者我等身上不如意ニ付行末養育セ話難相成依之諸親類等兄弟一統我等本人得心之上其許殿江一生不通養子娘ニ進申候處實正也然ル上ハ此者ニ付脇外ノ違亂妨申者壹人茂無御座候向後其許殿御心任實子同然御取斗可被成候共此方ノ聊差構一言之申分無之候

御公儀様 御法度之切支丹宗門ニ而茂無之宗旨ハ代々淨土宗ニ紛無之候得共則寺請狀別紙ニ取之可進候以來其許殿宗門ニ御加入可被下候且又右娘此後ニ至リ心得違致我等方へ逆歸リ候共一夜茂止置不申早速其許殿江差戻し可申候萬一此者病死頓死不慮ニ相果候共此方江御届不及其許殿ニ而何方江成共宜敷御葬可被下候其様子跡ニ而承り候共恨不足決而申入間敷候其外此ものニ付如何様之六ヶ敷出入出來仕候共右娘是迄之儀ニ御座候得は我々共何方迄茂罷出埒明其許殿江少し茂御難儀相懸ケ申間敷候爲後日之一生不通養子娘證文依而如件

不作爲の給付契約・託證文・徳政擔保文言附證文（金田）

（第四卷第二號 二二二）

八

高臺寺北門前鷹尾町

播屋徳藏かしや

萬延元年

申九月

實父 墨形屋彌八印

同母 妻 い そ 印

（以下實伯母、名前人、
伯母、世話人四名連署）

井筒屋お美津殿

之が不適養娘の本證文で、別に左の如き證文が添へられて居る。

別紙一札之事

一金拾兩也

右ハ我等實娘かつ與申者本紙證文之通其許殿方江一生不通養子娘ニ進申候處我等身上不如意ニ付行末養育セ
話難相成依之無據金子御無心申入候處御承知被成下則是迄之養育料前書之金子送り被下忝慥ニ受納仕候處實
正也然ル上ハ此後我等方ニ如何様之難澁有之候共重而壹錢目茂無心等決而申入間敷候且又右娘成人之後其許
殿御勝手ニ寄如何體之賤敷給金先借之何奉公ニ御遣シ被成候共此儀最初心得心之上親子兄弟之縁ヲ切不通養
子娘ニ進セ申候上ハ行末御勝手ニ御掛リ被成候共其節毛頭違背申入間敷候爲後日之別紙一札仍而如件

實父 墨形屋彌八印

萬延元年

申九月

同母 妻 い そ 印

(以下實伯母、名前人、
伯母、世話人四名連署)

養子 娘 か つ 印

井筒屋 お み つ 殿

右の様な遊女身賣的養娘證文でなく、普通の養娘證文に於て、養娘を將來遊女奉公に差出さなといふ不作爲を約せる實例を、一つ次に掲げて見ることにしよう。近畿地方の慣行を筆録したる諸證文並諸願書覺控帳なる古寫本に載せたる、次の文書は普通の養娘證文と見らるべきものである。

爲取替

不通養女札之夏

一貴殿娘やす與申當歳之女子此度一生不通之相對を以我等方へ養生如ニ申請候所右爲養育料銀百五拾目御添被下忝慥ニ請取申候然ル上ハ大切ニ養育致成人之後たり共遊女茶立奉公人ニ差出し申間敷候尙後日ニ至り右やす儀ニ付聊之無心合力等決而申掛ケ間敷候爲其不通養子一札仍而如件

文政五年午三月

三ヶ村養女親

孫 兵 衛

同村 喜 八

豊浦村

喜八殿

所で此證文に見える、養娘を將來遊女茶立奉公人に出不さいといふ不作爲の給付そのものが、此養娘縁組が遊女身賣的なものでない限り、有効であり、御定書第四六條の適用を受けないものであることは、上の所説を照合すれば、明らかなことであるが、更に此給付が契約上のものであるかどうかと云ふに、之又前記開傳叢書所出の規定を以て考へるならば、普通の養娘關係に於ける此種の不作爲は、法律上當然に養親に課されたる義務で、此證文に於けるが如き此種不作爲文言を俟つて初めて生ずる法律關係ではないのであるが故に、右の證文に見える遊女茶立奉公に出不さいといふ不作爲の給付は、契約上の不作爲の給付ではないのである。

之等において第三に擧げ度い資料は、西鶴の作と云はれる、本朝櫻陰比事卷三、五念佛賣てかねの聲の條に見える裁判物語である。之は元祿二年版の著作に見えるものであるが故に、年代的には右貞享度の判決及び享保度の規定に先立つて掲げねばならぬ事例ではあるが、説話の形式でのみ存する資料たるに依り、右幕府の判決及び條規に次いで考察して見ることにしたのである。

扱てその裁判物語は、現在活字本にて一般に流布して居るのであるから、更めて掲出の必要も無いのであるが、話を進める便宜の爲め、その要點を移し掲げて置こう。

『むかし都の町に餘宗まぜずに一町残らず。法花の宿札を出して朝暮題目を唱ふ音。耳かしましき中に淨土宗只壹人ありしが。……（法花信者の者共が淨土宗の者を）……銀子とらせて同じ宗旨にせんと。ひそかに此段を聞せければ欲にて同心いた

せり。……(然るに)……明年の春に成て。彼岸の入より又念佛を申扣き鉦におどろき。町中立會はいかなる事ぞといへば。亭主十面つくつてもはや題目いやになつて。以前の念佛申彌陀を頼むといふ。扱も我まゝなる申分。兎角右の銀子を展せといへば歸すべき子細なし。法花にならば銀子合力申との事なれば。約束の通一たびは成けれども。にわかに嫌ひに成淨土願ふ也。死るまでの手形はいたさずそれがしが心のまゝと。なほ責念佛を申所惡し迺此儀御前申あくれば。兩方めし出され御聞あそばされ。無用の法花にすゝめ事とおぼしめされ。此銀子は歸すべし請取べし。然ども親代より今に淨土を法花になしければ。其間の勤めおこたるべし。右の念佛を勘定して町中より申て歸べし。其後銀子請取申べしと仰せ付られ罷立て宿に歸り。色く内談いたせども町中念佛申事を迷惑いたし。銀子そんにして濟しけると也。』

此物語は云ふまでもなく、法花を信奉しないといふことを給付内容とする契約が、當初から無効なりと裁斷されたことを傳へるものである。

扱て右の裁判物語は、當時の法律上の原則が、そのまゝ織り込まれて居るものであるかどうか、別證を知らない現在では、今遽かに之を決斷することは出来ない。しかし一應私は此説話を通して、當時此種的不作爲の給付は、之を無効とする法律的原則が存立したものと、推定して置くことにしよう(次節所掲の天保十四年二月の誤證文參照)。

以上三個の資料は、先づ不作爲の給付契約を、無効となし或は無訴權となして居る。しかしさればと云つてあらゆる不作爲給付の契約が、法律上無効或は無訴權といふのではない。此ことを實證する例證を次に示して見よう。

以上のものに比し少し時代が下るが、天明七年の大坂三郷町中に對する觸書に『金銀貸附候證文之奥書ニ、銀子

相濟候迄ハ、名目銀借請申間敷、是までも右類之銀子借入無之趣、又は家督商賣他へ相譲り間敷旨、其外品々銀主之望を書加へ置、宮方・門跡・寺院等之御修理銀御祠堂銀等之出入、其外右類之名目銀滞願及出訴、先訴之者不審願立候儀、近比度々有之候、右之内ニは最初金銀貸付候節、銀主不改ニて、右體奥書認させ置候類、又は名目銀借り請居候様子、貸主とも乍存致取引容易ニ奥書取置、重而名目銀有之候節ハ、ふしん願立候類も有之、銀子借り受候者共も、其已前々名目銀借り請居候得共、當座銀借り入候事而已存、銀主之望ニ隨ひ、おく書認遣し、あるひハおく書之儀等閑ニ心得、其後名目銀等借り受、及出入候族有之様相聞へ、双方とも不届之夏ニ候、云々（大阪市史第三、一二一）と見えるが、之は一定の債務者が名目銀は借りないといふ内容の給付契約に違反して、名目銀を借りた場合、その債務者は『不届』であつたことを示すものであつて、換言すれば、此種的不作爲の給付が、法律上當然に有效であつたことを物語るもので、不作爲給付契約必ずしも無効でないことを、立證する事例の一つである。

その二は、裁許留所出の慶應元丑年四月豊前守掛武州大井村之内御林獵師町市十郎外一人相手芝金杉裏五町目八藏店七五郎外壹人漁業議定違變出入（徳川禁令考後聚第一帙六二七頁）なる一件で、之は當事者の議定に依り、一定の獵具は使用しないことになつて居るのに、之に違反した場合の争訟であり、一定の獵具を使用しないといふ内容の給付の有効を、前提としたものであるが故に、此種的不作爲の給付契約は、法律上有效であつたことを示すものである。
（尚ほ此様な、同業者の間に於て一定の不作爲を約するといふ事例は、相當多く見受けられる所である）

以上甚だ斷片的な僅少な資料であるが故に、之等から不作爲の給付契約に關する纏まつた原則を窺ひ取ること

は不可能であるが、(一)最初に掲げた、親がその子を養子に出さないといふ内容の不作爲の給付を無効とする事例から、當時親權を拘束する様な内容の不作爲の給付の契約は、無効なりといふ様な原則があつたのではなからうか、(二)次に掲げた御定書第四六條の規定からは、或る契約關係の最も普通な一般的な主たる目的(結果)を、排除する様な不作爲の給付契約は、少なくとも法廷上の效力を有し得なかつたといふ原則があつたのではなからうか、(三)第三の西鶴の説話からは、信教の自由を束縛する様な内容の不作爲の給付の契約は、之を無効とするといふ原則があつたのではなからうか、といふ様な類推が或はなし得られはしまいか。

不作爲の給付契約に關する法制のことは、之位にして置き、以下當時の不作爲給付契約の實際を少々見ることにし度い。尙ほ以下の事例に見える様な不作爲の給付契約が、法廷上の效力を有するものであつたかどうかの點は、今姑く措くとするも、それ等は少くとも當事者間に於ては、相互の信義に基づき、相當の實用のあつたものであつて、意味のない文字の羅列に止まるものではなかつたであらう。

彼の有名な元祿十三年の遊女身請證文に『自今已後御 公儀様御法度被仰付候江戸御町中はいた遊女出合御座鋪者不及申道中茶屋はたごや左様成遊女かましき所ニ指置申間敷候』(花街漫録—日本隨筆—大成本—二七八頁)なる文言が見え、又鎌倉松ヶ岡東慶寺御寺法寫の中に收めたる文例に『一私妹誰御山内江駈入離縁御寺法願上候ニ付、夫方段々掛合候處、是迄種々心得違之儀共御座候故、右始末ニ御座候處、此度得與相糺、向後不筋之儀共無之、尤見苦敷奉公體ニ者一切差出申間鋪、對談ニ而歸縁爲致候、偏ニ 御山之御威光故と一同難有奉存上候』(歴史地理五四卷—二號—一七四頁)と、或は又

東都版大全手紙之文（缺年號）所收文例ニ『入置申一札之事一我等儀貴殿方御世話を以誰殿實娘誰儀妻ニ貰受候處實正也然上は遊女賣女等は不_レ及_レ申見苦敷奉公等爲_レ致間敷候云々』など見えるが、之等夫が、妻を卑賤なる奉公等に差出さないといふことを、契約せるものである。尙ほ夫が妻を遊女奉公に差出すことは、必ずしも禁止せられて居ないのであるから、（中田博士徳川時代に於ける人賣及人質契約―加藤先生遺曆祝賀論文集―參照）、右の三つの文書に云ふ、妻を遊女奉公に出さないといふ文言は、單に法定の義務を明記したに止まると云ふ程度のもではなく、尙ほ且つ此種の不作爲の給付を、契約せる文言であると解せられるのである。

先に掲げた一生不通養子娘證文之事の中に、養子に遣はした子を一夜も手元に宿泊せしめない旨の文言があるが、之も亦一種の不作爲の給付契約であらう。

尙ほ、之又先に擧げた一生不通養子別紙證文中に『如何様之難澁有之候共重而壹錢目茂無心等決而申入間敷候』なる文言が見えるが、（此種の文言は各種の證文に見える）、而して又大坂要用錄所出養子家督譲り請一札に『不實之思入商内等決而致間敷候、……何事によらず、御親類中熟談之上、御差圖ニ隨ひ、我意申間敷候、』（古事類苑政治部三七七五頁以下）、或は又神子が神主に差出せる文書に『定之通ニ神子相勤申候、我儘ケ間敷義ハ不及申ニ、新規成義を致間敷候、……寛政八年』（近江栗太郡志卷四、二一三頁）などの文言が見えるが、此文言の示す様な不作爲の給付は、契約上のものであつたか否か、今私はそれを究はめる遑を有たないが、恐らく此種のもは、契約上のものでなく、法定された義務としての不作爲を、一應文字に現はし、之を明確にしたに止まるものではあるまいか。

不作爲の給付契約の類例は、當時の詫證文(誤證文)に就いても、之を見出し得られる。しかし詫證文のことは、次に節を別にして書いて見様と思ふので、こゝには特別の記述を試みない。故に次節の詫證文に關する記事は、當然に本節に參考せられねばならないのである。

詫 證 文

徳川時代に詫證文とか誤證文(文化度の梅窓筆記―日本隨筆大成本―二八九頁に『昔シ急狀ト云ハ今ノ過證文ナリ。』など云ふ)とか(普通に兩者同)いふ證書の廣く行はれたことは、當時出版せられた文例書にすら往々その文案を見るこゝとが出来(私の持つて居るもの丈でも、弘化四年江戸版増補手紙早便利大全、安政三年京)、又その實例の世に知られたるものが少くない所から、充分之を窺ひ知る事が出来る。殊に近時中山太郎氏の如き、數多くの實例を世に紹介して居られる(歴史公論二卷一號、文化、(公論四卷一號同氏文參照)。

私は本節の標題を詫證文としたが、今こゝで整つた詫證文考を試みる丈の準備を有しないので、以下述べる所は、私の蒐集にかゝる詫證文の實例を紹介するといふこと以上、さして意圖する所はないのである。

尚ほ又、實例の紹介と云つても、私は詫證文の採集に特別意を用ゐたといふ譯ではないので、世の此方面の蒐集家(例へば中山太郎氏、櫻庭斜丘氏―郷土研究七卷五號所載同氏文參照)に對し、敢へて誇るに足る様なものがあるのではない。しかし近世史料蒐集の途次、次第に私の手元に集まれるものが相當の數に達し、しかもその多くが中國九州地方所出のものであるので、まだ此地方のものにして世に紹介せられたもの、餘り多くない様に見受けられる現在、之等を紹介することは、

詫證文の分布状況を知る上からしても、強ち徒事ではなからうと考へたことが、此文を綴るに至つた主たる原因である。しかし更に、之は先にも一寸述べた様に、詫證文の中には、不作爲の給付契約文言を見出すことが出来るので、不作爲の給付契約の類例を求める意味に於て、詫證文に就き少々述べて見度いと考へたことも亦、此文を成す動機の一つである。之を要するに以下の叙説は、詫證文の紹介、而して附りとして簡單なるその雜考、それ以上の何物もないのである。

扱て私の知る詫證文を概観すると、官公（町村役人をも含めて）に對して差出すものと、私人間に取交はすものとの二種に大別し得られる。以下には先づ官公に對するもの、而して私人間のものと、分けて述べることにする。

尙ほこゝに前以て述べて置き度いことは、詫證文とは如何なる内容の證書であるかといふことである。今日の常識では、詫證文とは謝罪證文であつて、とり立てゝ云ふべきことは無いと考へられるであらうが、徳川時代の詫證文とは、しかく簡單なものではない。尤も私の知る限りの詫證文に於ては、不正なる行爲をなせし者が、その行爲に就き悔悟の情を披瀝し以てその寛恕赦免を乞ひ、而して進んでは赦免のあつたことに對する感謝の意を、表明することを主題とせるものが多いのであり、之は今日の常識に云ふ謝罪證文に先づ該當するものであらうが、しかし徳川時代の詫證文の全てが、所謂此謝罪證文ではなく、右に云ふ謝罪證文のそれと異つたことを主題とせるものすら、尙ほ且つ當時に於ては詫證文であつたのである。之を要するに徳川時代の詫證文なるものは、簡單に之を謝罪證文なりと定義して了ふことは出来ないもので、當時の詫證文なる概念の包攝する所は、更に廣いものがあつたと云ふことが出来るのである。尙ほ此ことは、以下に掲出する各個の實例に就いて、夫々具體的に述べる所がある所であらう。（尙ほ實例を舉げるに當り、文中詫とか誤、あやまる等の文言を見ない實質上の詫證文の掲出は、二三の例外を除き割愛せり）。

一 官公に對して差出せる詫證文

○九大國史研究室藏備中國淺口郡乙島村文書に次の如き詮證文がある。

口上之覺

一當村海邊近所之石土御公儀御普請所大分御座候へ八年々栗石御買上ケ被遊候所ニ當春中御斷も不申上銘々勝手ニ賣取申儀不届千萬ニ及御聞早速係頭伊左衛門迄村中へ御聽セ被成候處又々賣買仕候段不届千萬ニ思召急度御公儀様へ可被仰上候由御尤千萬申わけも無御座仕合ニ奉存候間何とそ下方にて御了管被爲被下候ハ、一入可忝候然上者此以後右之趣少も相背不申村方御普請御用所之儀ハ何時にても御用被仰付次第ニ可奉畏候惣而何事ニ不限我儘不届仕候ハ、如何様共御支配ニ可被仰付候其時一言之御斷申上間數候間此度之儀何とそ下方にて御赦免被下候様ニ年寄衆中を以訖申上候被遂御聞可被下候以上

寶永四年

亥二月廿七日

庄 三 郎 印

(以下七
名連署)

右之通相違無御座候此度之儀御了管被成可被下候以上

與 三 右 衛 門 印
彌 五 兵 衛 印

不作爲の給付契約・詮證文・徳政擔保文言附證文 (金田)

(第四卷第二號 二二二) 一七

仙左衛門殿

此仙左衛門なる者は恐らく村役人であらうから、此訟證文は、謝罪の意味も含まれて居るが、村役人に對し、犯行の告訴の赦免を、願出することを主眼とせるものである。

○尙ほそれは明治のものであるが、極めてその初期に屬するものであり、徳川時代の慣例を傳へるものと推定し得られるものであるから、次に明治三年の同種のを、參考の爲めに擧げて置く。因みに文中宛所の御役人は村役人と推定。九大法制史研究室藏筑前遠賀郡山鹿村大庄屋濱中家文書。

誤書之事

一私義兼而諸勝負相好候ニ付而ハ一族中々段々異見等相加江候付相愼ミ居申候處當春風與不所存仕相加候處御役人衆御耳達御註進可被仰趣遂一承り奉恐入候已後訖度相愼ミ可申候間何卒御内濟御取斗被仰付可被爲下候此先萬一右體ニ相加候儀御見咎被爲遊候ハ、早速御註進被仰付罪科ニ御取斗可被爲下候爲後日依而誤書物如件

明治三年三月

御役人衆中様

只 左 衛 門 印

(11)

○次なるは、又同上乙島村文書であるが、之は吟味願下を村役人に依頼することを、主題とせるものである。

御詫申一札之事

備中國淺口郡乙島村地先海面干瀉御新開百廿町步御下知濟之場所地底ニ而堤築立ニ相成候而茂作付難相成候
ニ付天保八酉年築山茂左衛門様御支配之節御新開引請人先庄屋重左衛門殿御願被成御代官様御見分之上御
新開場江右重左衛門殿御植付被成引續年々二月中伊八長助喜七義兵衛萬之丞治助役之助人足ニ御雇御植付
被成追々場廣地高ニ相成開發之御助ニ急度相成候義村方小前江御申聞被成承知仕罷在候處去月廿三日清助外
拾三人之者共心得違右御新開場江生立罷在候葺押領ニ刈取申候ニ付村御役人中様御差留被成候得共聞入不
申押而刈取申候ニ付其段御役所江御届被成候ニ付急御差紙ニ而清助外拾三人之者共御召出御吟味恐入相愼罷
在候此上御吟味奉請候而者私共何共申上様茂無御座候全心得違ニ而御新開場江罷越押領ニ葺刈取狼藉仕候段
恐入先非後悔仕此節本心ニ相成又三郎勘四郎峯左衛門右三人御頼申折入而御詫申上候上者已來心行相改御新
開場へ生立候葺聊たりとも決而刈取申聞敷候何卒格別之御考辯を以御吟味願下被成下候様偏奉願上候依之御
詫一札差出申所如件

嘉永三戌年六月

乙 島 村
百 姓

清 助 印

(以下十三
名連署)

不作爲の給付契約・詮證文・徳政擔保文言附證文（金田）

（第四卷第二號 二三四）二〇

取喰人 又 三 郎 印

（以下取喰人）
（二名連署）

乙 島 村

御新開御引請人

庄屋見習

勝 太 郎 殿

右村年寄

四郎兵衛殿

（三）

○同上乙島村文書に

差出シ申誤リ一札之夏

一私儀是迄度々大酒之上口論等仕候處爲指譯合無之故ニ只今迄は御見捨置被下候所又候此度大酒之上玉嶋村久吉ヲ相手ニ口論之上脇指等拔持御他領江立入候所取押へ御衆中色々心配被下候而も前後も不辨彼是我意申強リ候所漸从方取押被下其上御取扱被下候ニ付口論一件は双方得心之上内濟仕候然ル處右之趣追而及御聞被遊是迄數度之義殊ニ此度之仕懸大變之様子右體之趣ニ候得は以後何事を仕出し候程も難斗殊ニハ御料領入込之場合村々大變之儀出來候而は双方村方大事ニ付嚴敷御咎メ被仰付此段重々誤入奉存候全酒狂之上

前後打忘レ不埒仕候義ニ御座候間向後私義三ヶ年之内禁酒仕候間御考辨之上此度之儀御用捨被成下候様重々奉願候良右衛門殿清三郎殿武右衛門殿右之各様ヲ以御詫申上誤リ一札仍而如件

乙 島 村

重 助 印

寛政六年寅三月 日

守屋十左衛殿

なる誤り證文があるが、之は官司に對する赦免願書である。

○官司に對する赦免願としての詫證文をも一つ舉げると、九大法制史研究室所藏に次の様なものがある。

乍恐御詫奉申上候

御知行所靈安寺村

百姓 要 助

一今般私義御用場江御斷も不奉申上代人善五郎ヲ以江戸御勘定御奉行根岸肥前守様へ奉御駕籠訴候願面之内北原治様無體之御利害被仰付候杯與認込有之候ニ付右は如何心得候哉彌々北原治無體之取扱いたし候哉且右ニ不抱^レ同人取斗方並惣而御用場之取斗方難得其意次第有之候ハ、此度無腹臟可申上旨被仰渡何とも恐入奉畏候此段要助義ハ實々愚昧之者ニ而何等辨も無御座素々川上郷より願面之通被相願候次第ニ而後々之爲

不爲等も相辨不申只筏下し爲差止度相心得且右一條ニ付而は五條御代官所御手代淺井豐助殿小山太郎殿法外之取斗方いたし候段辛抱難相成乍恐御駕籠訴迄も爲仕候次第ニ御座候然ルニ要助代人善五郎義右様相認差上候而ハ不相濟義不相心得訴狀之響宜敷様心付吳候ものと相泥ミ且ツ平生御憐愍之御上様ニ付私共等之爲方相成候ハ、御勘忍も可被成下哉と乍恐平生之御慈悲ニあまへ套語認メ不願恐公邊江奉差上候段今般奉蒙 御尋初而夢覺奉驚入何とも申上方無御座重々奉恐入候右は全一圖之存念を建貫度年來之御慈悲ニ付ケ上り不埒千萬成義を相認候段實々萬悔仕何とも御詫之申上様無御座親類村役人共々奉恐入候已來急度相愼可申勿論親類村役人ども心付爲相愼可申候間何卒此度ハ格別之御慈悲を以右一條御宥免被爲被下候ハ、難有奉存候已上

文久貳年

戊五月初日

右村 要 助

貼紙

出府ニ付印形持參仕候
間無印御斷奉申上候

（親類、年寄、
庄屋連署）

御地頭様

御役所

（四）

○次には、官司に對する謝罪證文の中、右（三）の場合の様な赦免願の内容のものでなく、赦免があつたことに對する感謝の

意を述べ將來を誓ふ内容のものの中、主なるものを年代順に擧げて見よう。尙ほ此場合の赦免が、犯行者の法律上の責任を全然解除するものであつたか否か、此點は後段別に論ずる所あるべし。

差上申證文之事

一私共御林高山やけ山麓ニ住居申候者共ニ而御座候間爲身と申供ニ縦外山うと參候共銘々共堅ぬすませ間敷われ／＼にて御座候處ニ此度御林山伐り申候儀不届千萬無申斗候御林山御奉行内田孫六様早速御上江被爲仰上如何様之科ニも可致爲行之處ニ御佗被成御慈悲之上御赦免被爲成下身ニ餘り無限難有奉存候向後銘々共とも吟味ニ仕互ニ大切ニ隨分念入相守妻子迄へも申付われ／＼は不及申上外も伐せ申間敷尤御林山ほとりにててもせり申間敷候右之通少茂相背申候ハ、大小之木ニ不限御指圖之通少も不背くわたい銀是を出其上御公儀様が如何様之科も蒙可申候爲後證誤り手形如件

享保九年辰ノ八月二日

乙 島 村 庄 三 郎 印

(以下十四
名連署)

一御林山番人私義隨分情出シ晝夜念入御林伐セ申間敷候萬一少ニ而もぬすみ申候者御座候ハ、無隱早速庄屋年寄迄急度可申候爲後日如件

乙 島 村 山 番 五 郎 兵 衛

同 六郎兵衛印

右之通相違無御座候以上

乙島村年寄

與三右衛門印

庄屋

傳次郎殿

（年寄一
名連署）

○九大法制史研究室所藏の、裏端書に舞村庄屋徳右衛門百姓與次兵衛詮證文と見える次の一通（泉州所出）は、右と大體同様の内容のものであるが、その赦免が一應、即ち犯行者の行衛不明中といふ期限に繋らしめてあるらしいといふ點で、少々その趣きを異にして居るし、又犯行者自身の詮證文でないと云ふ點（此ことは必ずしも稀なる例ではないが）に於ても、特徴があるのである。

佗證文之事

一私甥茂兵衛與申者當月十一日夜其御村上野原大道筋見世徳兵衛與申方江參り壹人ハ茂兵衛貳人ハ何方之者哉三人連ニ而參り酒買給其上多葉粉買度由申御見世被成候處拔打ニ致シ夫婦共江疵付人コ路し與聲立候處逃歸ルよし御斷被下候茂兵衛義當十日ニ宿を出いまた歸り不申候旁々詮義仕候得共相知れ不申候然上は極而御届之筋も彌相違有間敷様ニ奉存候へ共近所之義御救與思召被下先以命ノ義も別義無之様ニ思召下ニ而御濟被

下御斷も御申上不被下候段別而忝奉存候此上なら不斗歸候は詮義仕彌相違無之候は此方々上へ御斷申上
いか様共御太イ法ニ可願候爲其一札如此候已上

信田舞村茂兵衛伯父

與次兵衛印

享保十一年十月十七日

信田下村

庄屋年寄中様

右之通願御届候處御救ニ思召被下下ニ而御濟忝候右與次兵衛申通相心得申候爲其奥判如斯候以上

舞村庄屋

徳右衛門印

○享保年代のものをも一つ、之又同上乙島村文書。

奉誤候一札

一私儀栗石少々入用御座候而矢出土取御用場之近所ニ而くり石少々かゝ掛ケ申所ニ是を御聞およひ被成
候に付早速近所ニ罷在候者共々被召寄段々御吟味之上右之場所ハ御境目近所旁以御大切之所亂リ成儀仕候
段不埒千萬ニ被思召早々御役所江御注心之上御下知ニ御任セ可被成由ニ御座候へ共本人之儀者勿論別而清

不作爲の給付契約・詮證文・徳政擔保文言附證文（金田）

（第四卷第二號 二二九） 二五

太夫市太夫敷右工門儀ハ前々々彼所土番等被仰付置候所油斷仕候儀恐多ク奉存候ニ付段々御斷申上候ニ付此度之儀御用捨被成被下忝仕合ニ奉存候然上者向後隨分相嗜土石共ニ氣ヲ付盜取不申候様ニ番等可仕候自然無御斷少シ之土ニ而も盜取申者御座候ハ、銘々いか様之越度ニも可被仰上候爲後日證文仍而如件

本人 矢 出

與 兵 衛 印

番人 川崎町

清 太 夫 印

同 矢 出

市 太 夫 印

同 矢 出

數 右 衛 門 印

乙島村庄屋

佐 平 治 殿

○次は元文四年のもの、之又同上乙島文書。

差 出 申 證 文

一御料乙嶋村御林内江踏込立木荒申ニ付御山番ニ被見付各中江被申出早速右場所御見分被成重々不埒千萬ニ被思召御大切成御儀ニ御座候間急度 御役所江御注進之上御下知次第可被成由御尤至極奉存候然共此儀御

役所被爲及御沙汰候而者如何之御科ニ被仰付候御儀茂難斗奉存候間何とそ御注進之儀御用捨幾重ニ茂奉願候趣打込御歎申達候得者御了管之上此度之儀御用捨被成下千萬忝次第奉存候尤此後右露顯仕其時ニ至いか様之曲事被仰付候共不及是非に仍而御詮證文差出申所如件

當人 玉嶋村

元文四年未八月

喜 右 衛 門 印

同 隣 家

六 右 衛 門

(以下隣家一名、
五人組二名連署)

乙嶋村庄屋 佐 平 治 殿

同 御年寄 惣 兵 衛 殿

同 與三左衛門殿

右一件拙者共江茂御届御大切成趣御役所被爲及御沙汰ニ候而者いか様成行候儀茂難斗候ニ付拙者共儀茂致御挨拶候所御用捨被下忝奉存候爲其奥書相加申候以上

玉嶋村年寄

○次は寶曆七年の、同上乙島村文書。裏端書に御林荒候侘證文下書とある。

一 札

一其御村字沖浦北平御林山松立木私共心得違伐取候儀御吟味之上當村役人中江御届被成其上倉敷御役所江早速御注進可被成由併御役所及御沙汰候而ハ如何様之可蒙曲事儀も難斗其段恐入奉存依之何とそ御内濟ニ被成下候様折入御願申上候右ニ付惣御林御内改被成候處凡目通り壹尺五寸廻リハ貳尺廻リ之立木百四拾貳本不足仕候由猶又御林邊リニ私共所持畑有之所ハ御林之内切添等致候儀も可有之哉と思召旁以御注進可被成由ニ御座候へ共右場所之松木此度五本伐取申候其外ハ私共方へ伐取不申候且又御林廻リニ私共所持之畑江切添等致候哉と思召候由全左様之儀不仕候然共得と相考候處御大切成御林ヲ荒候儀御役所江御注進御座候而ハ増減ニ不拘私共いか様之難儀ニおよひ可申儀も難斗恐入奉存依之何分御内濟ニ被成置被下候様御願申候譯左之通ニ御座候

一其御村御林山去ル寶曆四年戌七月稻垣藤左衛門様御代官所之節御改被成置候御帳面之内此度御内改被成候所松立木百四拾貳本不足有之候由此以後御改之節彌不足ニ御座候ハ、其節相應之御直段ニ被仰付次第不足之分代銀急度相立可申候間御仰付次第段ニ御願可被下候若後年ニ至御林立木何方へ御積廻シ被仰付候御儀も御座候ハ、早速代り木買調差出少も無差支ニ不成様ニ可仕候且又御林反別何時御改御座候而不足仕候儀御座

候ハ、私共御林邊リニ所持之畑御水帳ヲ以御引合格別之餘分御座候而年々切添ニも致候様ニ相見ヘ候所ハ御林江御取込可被下候然上ハ早速苗木植付御林ニ相立可申候此度大切之儀御内濟ニ被成置被下候様相願申上者此請合證文之通我々儀ハ不及申子孫ニ至迄申傳少も違背仕間敷御事

右之趣間届被成下此度御役所表江御注進被成候儀御用捨被成御内濟ニ被成置被下候段千萬忝次第ニ奉存候此上ハ猶後々年右之段露顯仕候共各様少も御恨ニ不存候爲後日御請合證文差出申所仍而如件

寶曆七年丑二月

淺口郡玉嶋村よし浦

喜 右 工 門

同 武 右 工 門

同 五 右 衛 門

兩 庄 屋

當

○次は又同上乙嶋村文書の明和六年の誤り證文である。尙ほ此文書に於ては、その前段が誤り證文であるが、之は犯行者の村役人に對する告訴赦免願書であつて、前段(一)の部類に屬すべきものであるが、その添書に依つて見るならば、四郎兵衛、万藏の調停に基づき、被害者の協力を得て、その告訴赦免が實現されることになるものと解せられる様なので、此文書全體としては、こゝの部類に入れる方が適當であると考へる。兎も角此文書は他のものに比し、特異な形式を備へて居るのである。

一 札之事

一去廿三日夜乙嶋村四郎右工門表圍彌り塀瓦打落其上前茄子畑ニ而茄子荒シ致狼籍候者有之ニ付四郎右工門
 村役人中迄願出早速内々村方御吟味被成候處右躰之義致候者夜中之義故急ニ手掛リ難相知候得共致狼籍候
 儀難御拾置追々御吟味被成候内四郎右工門被申出候ニハ同村儀兵衛致候ニ相違無之様名指被致候ニ付證據
 等も有之候哉と各御尋被成候處四郎右工門被申出候ニハ茄子畑儀兵衛たばこ入落置則名前書付等有之候左
 候へは同人致狼籍候ニ相違無之筋と被申候ニ付儀兵衛御呼委細御吟味被成候得共右躰狼籍致候覺無御座由申
 答候得共右たはこ入落居申候上は相違無之筋之様ニ御申於其儀ニハ御斷申筋無御座候へ共其夕ハ私儀柏嶋
 村愛宕祭禮ニ付致參詣歸かけたはこ入途中ニ而落申候得共右躰かさつ致候義ハ無御座由申候處各御申
 ニハ途中ニ而落候たはこ入四郎右工門茄子畑ニ可有之様無之筋右躰之斷ニ而ハ御聞届ケ難被成由夫共彌
 致不申筋ニ御座候ハ、急度證據立候筋可申由四郎右衛門ニハ健成證據有之由御申御家不斗請^{（以上五）}候而ハ
 御斷可申様無御座外ニ證據と申立候儀ハ無御座候得共廿三日夜愛宕致參詣候筋私隣利八と者致同道直ニ銘々
 宿へ罷歸候同人ニ御尋候得は私不致段分明ニ御座候由申候處利八御呼出御聞糺候處同道ニ而愛宕江參詣致候
 儀ハ相違無之候得共其外私申上候と利八申口間違多有之各様ニ茂猶以兩人御疑甚御叱御尤奉存候同夕之義ハ
 不圖酒給過し何心なく右休不埒成儀仕四郎右工門江ハ不及申村役人中江對候而茂理不盡之儀御斷可申上様無
 御座誤入居候乍然右休かさつ之儀各御聞濟ニ茂難被成 御役所表江御注進可有之由至極恐入奉存候左候而ハ

御咎之程難斗至極歎ケ敷奉存候此度致狼籍候儀四郎右工門江意趣遺恨ニ而仕候儀ニ而も毛頭無御座酒狂心得違仕候段至極耻入申候何卒御役所江御注進被成候儀御用捨可被下候ハ、向後急度相愼右体不埒之儀決而仕申間敷候萬一此後右体之儀ハ不及申不埒之義仕候ハ、いか様之越度ニ茂被仰上候共一言之御斷申間敷候勿論四郎右工門ヘ對シ右体狼藉致候段同人ノ難御拾被存立腹之段承知仕是又至極尤奉存候此段ハ幾重ニ茂宜御取斗何分ニ茂御注進不被成下候様ニ内濟偏ニ奉頼候此度之不調法至極誤入申候此段御聞届被成下候ハ、忝奉存候依右一札差出申候以上

明和六年

丑六月晦日

乙嶋村

儀 兵 衛

八

乙嶋

村御役人中様

右之通本人相知候上は難御拾置村役人中ノ御役所江御吟味御願可被成由左候而ハ御吟味之上品ニより如何様之難儀人出來候儀茂難斗此段歎ケ敷奉存候ニ付御手前様江御挨拶申候處此度之儀御聞濟難被成由至極御尤奉存候得共左候而ハ至極氣之毒ニ奉存候間何分ニ茂御挨拶申候由達而御斷申候處無據御内濟被下忝奉存候依右村御役人中江御取置被成候書付寫私共致加印差進申候右之通少茂相違無御座候以上

四郎 兵衛

萬藏

乙嶋村 四郎右衛門殿

右は御役所江茂御注進可申上候處万藏四郎兵衛内濟取扱被致候而相方内濟之由ニ付奥印進候已上

藤 兵 衛
民 右 衛 門

○次は又同上乙嶋村文書、天明四年のもの。

差出申證文之支

一御料乙嶋村内土猥リニ取候處各方ニ被見付重々不埒ニ被思召早速村御役人中迄御申達可被成分被仰聞至極御尤ニ奉存候然ル時者村御役中々御役所様江可被爲及御沙汰ニ左候而者御大切成ル御料所之儀如何様ニ被爲仰付候程茂難斗奉存何卒各方御了管ヲ以御内濟被下候様情ニ御斷申入候處御聞届之上此度者御用拾被下候段千萬忝奉存候尤後日ニ及露顯ニ候義者不及是悲ニ候仍而御詮證文差出申處如斯ニ御座候以上

乙嶋村當人

天明四年辰二月

久 太 郎 印

同村加判人

安 太 郎 印

乙嶋村惣代

佐平治殿

同

嘉兵衛殿

同

久右衛門殿

○次には文化二年のもの(家藏、福岡縣所出)。

誤書物之事

一北の浦各方御證文山之内先月末比私方貞吉善助兩人ニ而御法相背候處御見咎ニ及御山奉行様へ御注進可申
段被仰聞奉恐入候然處左之御證人衆中ヲ以再應御斷申上候處宜敷御聞通爲成被下御内分ニ而御濟被下候段
重疊難有奉存上候右ニ付此後御法筋相背候者見當リ候迄ハ私方御山見ケメ仕可申候尤此已後御法相背候
者見當リ候は早速各方へ御届ケ可申上候其節右御咎御宥免可被爲下候爲後日誤書物仍如件

誤書物主

文化貳年

貞

平印

丑三月

證人

新

七印

(以下證人
三名連署)

庄屋

平作殿

不作爲の給付契約・詮證文・德政擔保文言附證文(金田)

(第四卷第二號 二二七) 三三

仁 平 殿

山ノ口

與 七 郎 殿

○次は文化十五年の例（同上乙嶋村文書）。

差上申一札之事

私共耕地新規ニ石燈籠相建掛申候處何之御届も不申上無沙汰致候義ニ付御差留メ御座候處押切相建候ニ付難御捨置倉鋪 御役所江御訴訟被成既ニ御吟味ニ可相成處段々御斷申上候ニ付一件御願下被成下一同誤一札差出シ相濟申候然ル處先春耕地之者爲御糺一同御呼出被成候砌私共惣代として罷出彼是不法之申方甚不届ニ付別段差控江被仰付恐入相愼ミ罷在候全私とも心得違右躰不調法之段一言之申披無御座重々誤入申候右御咎メ被仰付候而は百姓之義甚難義仕候間何卒此度之義は格別之御考辨ヲ以御免被仰付候様當村四郎兵衛平左衛門曾左衛門（五字）右四人を以情々御斷申上候處御聞濟被成下忝仕合奉存候然ル上は以來右躰心得違之義決而仕間敷勿論御村役人中々被仰付候義少茂違背不仕御村法堅相守可申候爲後日組合一同連印一札差上申處仍而如件

乙嶋村水溜之百姓

文化十五寅二月

甚 四 郎 印

（以下四
名連署）

右組合

傳

藏印

(以下二名連署)

御村役人中

前書之通相違無御座候ニ付奥書印形仕差出し申候以上

四郎兵衛
平左工門印

(以下欠)

○次は文政六年の同上乙嶋村文書。

奉誤申一札之事

一此度私義心得違ニ而無調法仕候所御見咎メ被遊候段甚奉恐入候右ニ付干場田庄兵衛五郎右衛門御兩人相頼連々御歎御斷奉申上候所御慈悲之上御日延被下候段難有仕合ニ奉存候右御改之石數三拾七本私へ御預ケ被下慥ニ預ケリ置奉候以來間違之義御座候得は早速御改被遊付可被下候向後無作法急度相嗜可申上候爲後日御誤一札差出シ申候以上

上成村本人

同所

勘四郎印

久太郎印

文政六年

未九月日

不作爲の給付契約・詮證文・徳政擔保文言附證文 (金田)

(第四卷第二號 二三九) 三五

同

干場田 藤 治 郎 印

庄 兵 衛 印

乙嶋村庄屋

熊 太 郎 様

彦 右 衛 門 様

○次には、天保年間のもの三通、九大經濟史研究室所藏福岡縣筑前鞍手郡四郎丸村古野家文書。

誤書物之夏

一 私共往來道作り之節橋掛ニ殘居申人足申合兩人駈付板井手溜り込ミ居申を惡業ニ而井手棟突落棟木損サシ
申候上板柱共流し捨候段稠敷御示被仰付奉恐入候全私共不埒ニ而右體之取斗仕今更一辯之申譯も無御座重
ニ奉恐入候右ニ付組頭卯右工門殿藤市殿組頭取卯助殿七左工門殿ヲ以御斷理申上候處萬敷御納濟被仰付別
而難有仕合ニ奉存上候然ル上ハ左之ケ條之通以後急度相愼自然不埒之心得いたし候者も御座候へハ私共
早速相示少も疵抹不仕様相心得可申上候

一 堤川溝筋ハ勿論車家掛リ井樋唐戸土手筋共無用ニ立寄相障リ申間敷候事

一 往來端之田畑切崩し作物等あらし又ハ壁垣薪等諸人之妨決而仕間敷候事

一 諸役目先ニ而筋惡敷儀相企諸人ニ難澁ヲ掛惣而大勢申合徒黨ケ間敷決而不仕風俗宜敷何品ニ不寄御役人方

之御指圖通り少も不相背不正之心得仕申間敷候事

右三ヶ條之通此以後急度相守り可申上候若相背候者も御座候へ者いヶ様之咎ヲも被仰付旨重疊奉畏り其節一言之申譯仕間敷爲後日誤書物如件

卯 三 郎

天保三年十一月

庄屋

古野惣五郎殿

(以下十
名連署)

○次は同十四年の例。

誤書物之事

一私儀去ル十五日當村大左工門申合其御村清人方ニ神事参リ仕候處其節長谷村長谷寺和尚も相見江同席ニ而
大酒仕リ引起居申候處御宅於門前茶所望可仕ト被申候ニ付同意ニ而居出候處和尚御役場ニ被罷上私共兩人江
も上り候様被申候ニ付無何心罷上候處和尚ハ觸頭之目附役ニ而私共兩人ハ目附と被相唱御村方忠左工門福
岡表ニ而行倒之一件和尚被相尋彼是意論か間敷被申候由大左工門儀ハ其節直ニ立出申候私儀は醉中ニ而前
後覺不申候而其後引取申候然ニ當村庄屋喜左衛門殿江御引合被下候趣ニ而調子之上不届ニ付大左工門儀は村
藏江被召籠於私は手筋違之儀ニ付何之御引合も同人ハ不被仰付御志千萬ニは奉存上候得共醉中ニ不届之次第
御侘不申上候而は相濟不申候間斷申請被下候様相頼申候處承知之上御問合御座候處右死人相調子候儀何分之

心得ニ而候哉と御調子被下奉畏上候同夕何之申談も不仕只湯茶所屋可致と立寄申候處和尙が右等之都合御引合ニ相成私儀も大醉中前後覺不申乍併御役場ニ罷上り右等之儀和尙が引合ニ相成候は始終存不申段相斷引取可申處長居仕候段奉恐入候右之不届之一件此節御役所江御訴可被下由左候ニ而は主人之名ヲも引出私身分イも相成不申仕合ニ御座候間不埒之段御侘申上候處御憐愍之御芳志ニ而内濟被仰付候段此上も無御座難有仕合奉存上以後右體は勿論少シ不埒も仕間敷候様村役之人ゝも御申諭被下是又奉畏上候右御内濟被下候段幾久敷忘却可仕様も無御座候條爲後日書物一札如件

長井鶴村

天保十四卯十一月

田原次左衛門 印

四郎丸村庄屋

惣五郎殿

○次も同年のもの。

書物之事

一私身分不行跡ニ而兩三年村方立出御公役等茂相勤不申不埒之段重々奉恐入候然ルニ去冬が罷歸り奉掛御厄介候之末又々御厄介ニも相成可申候得共一出精可仕存念ニ御座候ニ付而ハ不行跡相改賭之諸勝負ハ不及申上ルニ惡行筋相慎御公役等相勤可申上候間是迄之儀ハ幾重ニも御用捨被仰付可被爲下候此先又々不埒等仕候節ハいか様ニも御咎示被仰付可被爲下候仍而身分相改書物如件

天保十四年卯ノ正月

請人 嘉 忠 三 郎 作 印

(以下請人
二名連署)

庄屋

惣 五 郎 様

尙ほ此證書には訛とか誤りとかの文字が見えず、形式的には訛證文でない様に見えるが、次の嘉永二年の同地方の同旨の證文には、誤りの文字が見えるので、之又誤證文の一種となし得られると思ふ。

○次に、同上古野家文書にして嘉永二年のもの。

私身分相改誤リ申書物之事

一私儀是迄思召も不憚懸勝負好ミ申候事

一私儀言語之大酒ヲ好ミ御思召ヲ奉恐入候事

右は此節御とかめ被仰付一言之申分も相不立請人衆ヲ以恐入御斷申上候忝御聞通り被仰付一々承知仕候以後右躰之場所江立與り申間敷候以來農行第一ニ相勤メ申候爲其請人相立身分相つゝしミ万一此之上ニ而不勘辨致我まゝヲはたらき候節ハ此書物ヲ以御沙汰可被下候其節ニ重而ハ何分之御とかめ被仰付候共恐入奉候かしこまり入候爲後日受人相立斷書物差出依之一札如件

斷主

卯 三 郎 印

嘉永二年
酉四月

受人

卯

助印

（以下受人
三名連署）

庄屋
惣五郎様

○次には嘉永五年のもの、福岡市釜屋文書（九大經濟史研究室所藏）の中の一通。

誤書物之事

一私儀博多土居町瀬戸惣右工門方江借財御座候ニ付請持櫨實同方江掛渡可申與之證文ニ御奥判被成下指入居
中當櫨實協方江賣拂候段御聞付被成不埒之次第嚴敷被 仰付奉恐入候已來右體不埒仕候ハ、證文前櫨木御
引上可被成候爲後年書物如件

嘉永五年十二月

櫨主

同

嘉

助印

仁

吉印

（以下請人
二名連署）

庄屋

佐平殿

組頭

次六殿

○次には、同上古野家文書、弘化二年のもの。

誤書物之事

一私共義去ル六日夕酒場江參無代錢ニ而酒を乞様々相彌たり其末家上ニ上リ瓦ヲ踏あらし礫を投過言等仕不
埒筋相働候段いかゝ之次第ニ而取計候哉之儀稠敷御調子被仰付奉恐入候何之次第有之義ニ而無御座畢竟同日
大酒仕醉狂之餘り右體不埒筋仕出候段一言之申譯も無御座重々奉恐入候然ルニ藤市様幸右工門様恕平様善助
様彦十様ヲ以御内濟之義御願申上候處宜御聞通被仰付重疊難有仕合奉存上候勿論若者中間相退已後訖度風俗
相改賭之諸勝負へ申不及様々之惡行相愼可申上候萬一此後不埒之義御聞及被仰付候へ、いか體罪可被仰付候
仍而誤書物如件

嘉 作 印

弘化二年十一月

百 右 工 門 印
彌 右 工 門 印

庄屋

惣五郎様

○最後に九大法制史研究室藏、大阪地方所出の安政五年のもの。尙ほ之にも訛とか誤りとかの文字なけれど、實質は訛證文である。

指上申書付之事

一去ル三月十一日御改相濟帳祝ひ相休同夕當村留吉方ニ而酒給以後不斗醉出候而長居仕居申夜更候處判頭千
之介殿次之介殿御出ニ而嚴敷御儉約中夜更候迄多人數集居申義不審千萬苦々敷義何與相心得候哉與御察斗

不作爲の給付契約・訛證文・徳政擔保文言附證文（金田）

（第四卷第二號 二四五） 四一

被成恐入何與御斷申上譯も無御座候ニ付何卒御有免被下候様達而御歎申上候處被 仰聞候は留吉義ハ兼而心得方も不宜酒鹽肴等取寄兎角人集メ仕甚心得違之至以後訖相愼相取直し可申與被仰聞重々恐入奉存候酒賣候義は以後相止メ農業專ニ可仕候萬一此已後心得違御座候ハ、如何様被爲御仰付候而茂答口御斷申上間敷候次右衛門善太郎末吉嘉吉四人共給辭候處ハ長居仕夜更迄相休ミ候義恐入奉存候向後右様之義無御座様訖、相愼可申候爲後日書付指上置申候已上

安政五年午五月

太田村宿

留 吉 印

出合之者

次 右 衛 門 拇 印

（出合之者以下二名連署）

右之通私共立合以後相愼可申段御斷書之通御請申上候段承相違無御座候已上

同村組判頭

惠 吉 印

（以下判頭二名連署）

當村五人組頭

喜 八 郎 殿

同名主

興 志 平 殿

同

八 十 吉 殿

擬て以上十七例は、村役人に差出した詔證文であり、その内容は不正なる行爲に就いて、村役人の赦免のあつ

たことを、證明して居るのであるが、此村役人の赦免なるものは、果して法律上の赦免であつたであらうか、即ち全然不正行爲者の法律上の責任を免除する效力のあるものであつたらうか。此點又私は今詳論の機ではないのであるが、その不正行爲の輕微なる場合には、村役人の赦免は尙ほ法律上の赦免たる效力を有つものであつたかも知れないが、然らざる場合は、一般に村役人の赦免は、法律上の赦免となるものではなかつたものではあるまいか。前示元文四年、寶曆七年、天明四年の各證文に夫々、『尤此後右露顯仕其時ニ至いか様之曲事被仰付候共不及是非候』、『猶後々年右之段露顯仕候共各様少も御恨ニ不存候』、『尤後日ニ及露顯ニ候義者不及是悲候』等の文言が見えるが、之は村役人の赦免の效力の程度を、具體的に表現して居るものではあるまいか。然らば村役人の赦免とは如何なる性質のものであるかと云ふに、要するにその實質は告訴を取止めるといふ丈のことであつたらしい、此ことは前掲諸例中その文言に就いて、明瞭に之を窺ひ知ることの出来るものが多いであらう。

(五)

○官公に對する誤證文の最後として、次の如きものを掲げて置き度い。之又同上乙嶋村文書で、包紙に『元文貳年己壬（一）十一月乙嶋村境ニ淨瑠璃芝居小屋掛ケ致し候ニ付吟味致シ誤證文取置 二通云々』とあるものゝ中の一通である。

一 札之事

一玉嶋村小右衛門當村御境目ニ而芝居仕度先達而御内々被承候所乙嶋村御領ニ少茂右小屋掛リ候而は不罷成被仰聞候ニ付外御領分ニ而仕候品ニ被申小屋懸ケ懸リ被申候處ニ當村江少シ懸リ申様ニ不致候而は不相成由

ニ付私共田畑地之内借吳候様ニ被申尤村御役人中江知レ候而は相成不申候間地主共内々ニ而借シ候様ニと
友百姓共へ被相頼無據内談ニ而右地所借シ申候而先月廿六日ノ芝居仕候然所當月朔日朝當村分江小屋掛リ
候段御聞及ひニ付早速年寄中ノ私共兩人御呼被成御吟味候之上ハ右之次第有體ニ申上候先達而當冬村方ノ
芝居仕度願申者共有之候ニ付内願等仕候得共御役所諸事御吟味強ク御座候間中々不相成趣ニ被仰聞其段村
中承知仕候儀ニ御座候其上此度芝居之儀茂彼請元ノ先達而無據事共ニ御尊等有之候得共村方勝手之筋を以
御願申候者も有之候得共御承知無之筋被仰聞何分不罷成由御申被成候之所私共心得違右請本ノ無是非相頼
候ニ付内々ニ而借シ申候右不調法之段いか様之越度ニ茂可被仰上候とても此儀ニ付御斷無御座候尤當村分
私共田地ニ懸り候小屋垣等早速引除させ申候此上ニ而茂御見分之上紛敷儀御座候ハ、いか様之御咎ニ茂可
被仰上候爲後日仍如件

元文貳年壬十一月二日

庄屋

佐 平 次 殿

乙 鷗村百姓

同

六 郎 兵 衛 印

八 右 衛 門 印

此誤證文は、前段（一）（二）（三）（四）のうづれのものと、その内容を同じくしないもので、前の（一）
乃至（四）の夫々は各々特徴があるにしても兎も角、赦免といふことに關聯を有つ詔證文誤證文なのであるが、之

に至つては赦免といふことには全然觸れる所がなく、云はば行爲者の不正なる行爲に對する自認書といふ内容のものである。

所で此種のを尙ほ且つ誤證文と云ふは、乙島村地方特有の慣行であつたか、此點に就き少々述べて見ることにしよう。

公事方御定書下卷第十六條誤證文押而取間敷事の條に『元文五年極一相手不致得心に押而誤證文取申間敷候たとへ誤證文差出候とも其證文ニかゝはらず理非次第に裁許可仕事』(德川禁令考後案 第一帙六七〇頁)なる規定が見える。此條文に見える誤證文とは如何なるものであるか、その適確な實例を知り得ないのであるが、此規定の成立に就き參考となり前例となつた享保五子年八月の書付に『一只今迄公事相詮議之口書之内ニハ吟味詰候所を誤り候旨文言に書入申儀も御座候誤り證文と申儀者奉行所ニ而ハ取不申候』と見え、又享保七寅年二月の書付には『三年以前子七月大御番稻垣長門守元與力隱居郷町源里儀質之致取扱中賣なとの様成儀いたし候故侍ニ不似合仕形と申候而源里追放之節誤證文申付候處ニ追而吟味之品有之候節源里誤無之品ニ相成候就夫畢竟吟味能詰り候得者誤證文ニハかゝわらざる儀候との御事ニ而右之通三奉行江申渡向後誤證文取間敷候若御代官なとの類其外支配方より出候證文ニもたれ不申候様ニ出候而も見不申理 非次第ニ候文言の末ニハ有之候共誤證文ハ取間敷候』(以上二書付は一帙六七三、六七〇頁。尙ほ德川實記同年同月八日)とある所などからして、此誤證文とは、官司が申付けて差出させる條に同旨の記事が見えるが、それには怠狀とある)證文であり、その内容は不法行爲の自認をなせるもので、犯行者の自供證書とでも云ひ得られる所のものである

と、推定され得る様に思ふのである。

然りとすれば、右の元文二年の誤證文は、その内容からして、此御定書に云ふ誤證文の部類に屬するものであつたと、爲し得られはしまいか。

尙ほ伊勢貞丈がその著貞丈雜記（收實證書本）五九二頁に於て、『一あやまると云はあやまちあるを云也今時は我惡事を悔みて赦免を請ふをあやまると云は非也』と云つて居るが、右の誤證文は正に本來の用法に従つたもので、貞丈の非難する一般用例に従はないものであつたのである。

二 私人間に取交はした託證文

こゝでは、私の知る私人間の託證文の主なるものを、年代順に（尤も類似の内容のものは年代に拘らず一纏めに）列舉して見よう。

○最初に延寶三年のもの、之は關東地方のものであるが、その内容に於て普通一般のものに比し、特徴のあるものである（九大法制史研究室所藏）。尤も裏端書に手形下書とあつて原本ではない。

一 今度我等親常無正徳寺にて脇指ヲぬぎ貴様ヲさしとおし候所ヲ貴様脇指ヲ御取被成て則御公儀様へ御披露被成候ヲ常無おち玄清並常無一門共訴訟仕候故御披露御延引被下候上ハ縦此上常無御村之儀ハ不及申ニ何方ニても右之通之我まゝ仕候ハ、親之儀ハ不及申ニ我等兄弟共迄御公儀様へ被仰上死罪ニ被仰付候共御恨存間敷候事

一 貴様兄弟衆子共達江右之通之我まゝ仕候ハ、縦打ころし被成候共御恨申間敷事

一 親ぬき被申候脇指貴様御取被成候加様ニ手形仕候故御返し被下候爲後日之證人之立手形入置申候上ハ自然之儀御座候ハ、證人之者迄御公儀様々迷惑ニ被仰付候共御うらみと存間敷候以上

延寶三卯年

五月三日

府中柳町

常

無

同

三郎右工門

佐右工門

正徳寺村證人

玄 清

(以下證人
二名連署)

正徳寺村

山下茂右衛門殿

○次は、新谷九郎君所藏、能登地方所出のもの。

一 當九月八日貴殿干稻五束七把私盜取申所村役人中へ御斷被成段々御銚儀ニ御座候へ共色々偽り居申に付十村殿江御斷被成十村殿御銚儀之上急度白狀仕私盜取申義相違無御座候然ニ貴殿儀御奉行所江御斷被成候へハ御法之通曲事ニ可被仰付候所貴殿御勘認被成下忝奉存候則最前盜取申候干稻只今相返し申候間自今以後か様之盜賊仕間敷候萬一向後村之内ニいか様之盜賊等有之候共私越度ニ可被仰付候爲其あやまり書付仕置申候以上

享保二十年九月廿四日

稻盜人堀村

彦 三 郎

彦三郎兄同村

次 郎 工

同人 弟

孫 之？ 門

稻主堀村

與 兵 衛 殿

肝 煎

九 郎 兵 衛 殿

與 合 頭

兵 衛 殿

此文書はその末段自今以後以下の文言に於て、殊に特徴があるのである。此種の文言の法律上の性質如何は今明らかにし得ないが、此の如き慣行は必ずしも能登地方のみのもでもないらしい。それは、先に掲げた享保二十年の乙嶋村文書に『自然無御斷少シ之土ニ而も盜取申者御座候ハ、銘々いか様之越度ニも可被仰上候』とあるもの、略々同義の文言と解し得られると考へるからである。

扱て右の證文は盜犯に關する誤證文であるが、此種のもをもう二三掲げて見よう。

○第一は、家藏の福岡縣糸島郡松國村文書。

誤證文之事

一去冬貴殿方馬屋之二階ニ御圍ひ被召置候かひ馬俵盜取候處露顯仕申譯無御座誤入申候依之村御役人衆へ御届ヶ可被成候趣御尤奉存候乍去此事披露被下候而ハ當村住居も難相成迷惑難澁至極ニ奉存候ニ付段々御斷申述候處此度迄ハ内々ニ而御了簡被下忝仕合ニ奉存候然ル上ハ此以後稻薪野菜其外何品ニよらず無沙汰ニ取扱

ひ申間敷候萬々一疑敷儀又ハ右程之風聞御座候ハ、無遠慮家探被成候而茂御詮儀可被成候其時一言之儀申間鋪候爲後年誤證文請人判形仕處仍而如件

寛政拾壹未正月

松國本人

忠

藏

親類

利

七

(以下親類二人
請人二名連署)

松國 與 左衛門殿

○第二は大分縣豊後日田千原家文書。

御詫申入候一札之事

去ル嘉永四亥年拙者弟小左工門ハ賣渡候當村之内字瀧之平杉山貴殿御所持ニ御座候處此節心得違ニ而木數廿九本[?]伐取不埒仕候段及御聞御糺被成一言之申譯も無御座候[?]入奉存候此上御願立等被成下候而者如何様之御咎可被仰付茂難斗先非後悔仕重疊恐入奉存候間此節右伐取候杉木代錢差立已來急度相愼可申ニ付組頭衆組合ヲ以御詫申入候處格別之御勘辦を以御聞濟被成下忝奉存候依之此後不埒之筋爲仕間敷親類組合組頭連印御詫書一札差出置候處如件

御詫申入人

馬原村之内高倉?

伴 右 工 門 印

親類組頭

十 兵 衛 印

安政六未年十月

不作爲の給付契約・詮證文・徳政擔保文言附證文 (金田)

(第四卷第二號 二五三) 四九

（以下親類組頭二名）
（組頭三名連署）

千原藤右工門殿

前書之通承届候間奥書印形致候以上

右村庄屋

瀬

平 印

未 十 月

○第三には極めて簡單なものを一つ。九大法制史研究室所藏、播州地方所出。

差入申一札之事

一當村極樂寺内之國木（標の當字なるべし）少シ斗切取仕候甚心得違御座候以後者心得違致間錯候爲後日誤一札仍而如件

天保九戌年

寶山村頭組

忠 兵 衛 印

（以下二名年寄、庄屋各々一名宛連署）

來 迎 寺 様

○次には、享和三年の福岡縣筑前糸島郡井原村三吉家文書（福岡高等學校玉泉館現藏）。

前原村源六誤書物之事

一當村壹作田地貴下様方江永代ニ賣渡申候處去ル戌ノ冬餘米相滯居申ニ付右田地御取上被置候處私義手込ニ春田起等仕候處誤入申候去年餘米今日相納申候間右田地下作仕候様ニ被遊可被下候以後右躰之不埒之儀仕間

敷候仍而書物如件

享和三年

亥ノ二月十七日

井原村

又右衛門様

前原村

源

六印

同村

茂

工

門印

○次は、文政三年の近畿地方のもの、(新谷九郎君藏)。

一 札

一源助儀幼少之砌より厚く御世話被下候處御高恩忘却仕不埒相重候段可申様も無之奉恐入候仍而此度永之御暇被下候段奉畏候右源介^ヱ遣ひ捨候銀高凡貳貫目餘當時私共困窮ニ付格別之御慈悲ヲ以て右銀高之内三ノ目は御用捨被下殘ル壹ノ目餘ハ源助立身仕候迄御仁恕被下候旨厚き御憐愍ニ預り誠に以て有難奉存上候然ル上は源介^ヱ立身ヲ不相待精々御返辨可仕候乍恐私共始源介^ヱ行末之身之冥加ニ候得は右申上候通不忘置御返辨可仕此段急度御請申上候勿論以來御同商賣御同職は不及申御同職ケ間敷儀一切爲致申間敷候尤御同職ケ間敷筋へ爲立寄申間敷候爲後日之御佗一札仍而如件

文政三巳四月

請人 丸本屋定右衛門 印

親 千切屋源兵衛 印

源 助 拇印

玉屋與兵衛殿

○尙ほ次なるは右のものと同種のものであるが、訛とか誤りとかの文字の見えないものである。しかし之は一面所謂出世證文の内容をも兼ね備へるものであるので、こゝに記して置くことにする。九大法制史研究室所藏、大阪地方所出。

一 札

一 私悴要助與申者去ル嘉永四年三月、其許殿江御奉公爲相勤候處追々養育御世話被成下別而不調法御執建御召使被下彌以而御奉公大切ニ相勤可申候處不圖心得違仕申譯無御座恐入候就中案外御心配之御儀程々御混雜乍存都無其儀不埒之他參遠足仕殊更過分引負銀有之重々申譯無之恐入候依之永ク御暇可被下筈之處出格之御勘辨を以而出勤被仰付被下段難有仕合奉存候尤右引負銀高此度皆辨相立可申之處當時難澁ニ付調達難出來段々御歎キ申入候處格別御用赦ヲ以而御猶豫被成下追々出精之上不捨置連々ニ吃與辨江相立可申候所實正也然ル上者決而忘脚、無之様諸事相慎々大切相勤可申候且内外諸掛リ合等聊無御座候若自然思召ニ御背候得ハ如何様之御取斗被下候共其節一言之申分毛頭不仕且少も御恨ニ存申間敷候爲後日一札仍而如件

慶應四年

辰四月

小橋屋彦九郎殿

親

請人

奉公人

小山屋吉左衛門 印

多田屋吉郎兵衛 印

要 勘 印

御支配人衆中

○次には、天保十一年の家藏同上三苦家文書。

拙僧儀去冬以來不正之義御座候〔缺損〕此節門徒中各方江御持出ニ相成毛頭申分も無御座次第ニ御座候然ル處折節松尾平也老三苦又四郎殿兼而之懇意を以御扱被下即各方并旦那中江誤書致事〔缺損〕穩密ニ御濟し被下忝仕合ニ御座候右ニ付此以後万一不正之義御座候は如何様共御斗可被成候

一當年ノ貳三年之内ニは相應之養子致度候間各方江御見込ヲ以御世話御頼入候當手許ニ茂詮儀致事ニ御座候一此節拙寺江男子致出生候ニ付無恙成長いたし相應之人柄ニ茂相成候は先ニ相續ニ相立度御座候右ニ付此節養子之所ハ看坊養子と相見込致ゆヘ年齢相應之仁ニ相極申度候此儀も各様方御聞置可被遣候已上

天保十一年子六月

普賢寺印

組合

御衆中様

右本文之趣下拙共江茂承り届候然ルニ此以後普賢寺慎方宜敷候ハ、兩三年之内看坊養子被相決相續相立候上此書付同寺江無違變御指返可被下候爲後年之仍而如件

同年 同 月

三苦又四郎印

松尾平也印

御組合

御法中様

之は看坊養子の資料ともならう。

○尙ほ右のものは、漠然と『不正』行爲の詮證文であるが、同様に所謂『不埒』を誤れるものを、も一つ次に出して置く。
同上濱中家文書。

書物之事

一私方客船此節不埒相働重々奉恐入候然ルニ程能御聞濟被 仰付別而難有仕合ニ奉存上候此以後ハ決而不勘
辨無之様急度才判仕候爲念吳の誤書文一札如件

子六月十七日

山鹿屋

文 十 印

魚町庄屋

小田定右門様

○次には、天保十二年の所謂姦淫不義の詮證文、家藏同上三苦家文書。

井原村利平藤治郎不埒仕申ニ付書物之事

一私共儀當月廿五日夕及深更ニ貴家様方江忍入御召仕之上村おすへ殿泊り村お千代殿右兩人江私とも同××
仕打臥居候折柄貴公様御指押ニ相成り女衆共ニ一同御引居之上如何之次第ニ而右体相働候哉存念等有之候
ハ、有体ニ相答候様再應被仰付候得共勿論右不埒相働候上ハ聊茂存念之儀無御座候重々誤り入何共可申上
様無御座奉恐入候然ル上ハ此節ハ一[缺損]御示シ可被下之處私共組合并町中家持之衆相[缺損]貴公様御手元
江再三御斷申上候處右之衆江被對[缺損]ヲ以右不埒之段御用捨被成下難有奉存候左候得[缺損]向後柔弱筋ハ不

及申上ニ其外何事ニ不寄貴公様對し理不盡之儀仕間敷候若萬一後年ニ至リ不道不實之儀申掛ケ候節ハ此節之不埒筋を[缺損]御引出シ被下如何様共御思召通り御取斗可被下其節ハ一言申間敷候爲後年仍而誤リ書物如件

井原村上町

利平

同

藤治郎

天保十二年丑十一月廿七日

三苦又四郎様

右利平藤治郎誤リ書物之通重疊承届候處相違無御座候以後右体不埒筋無之様常[缺損]拙者共可申諭候仍而如件

同村町

若者中

同年同月

三苦又四郎殿

(以下略)

○尙ほ此文書の裏端書に、『天保十四卯閏九月十一日夕下町茂介上町卯平兩人[缺損]兩人願ニ付又四郎宅江參候ニ付本書物御展し此[以下欠損]』とある。

○右の様な所謂不義の詮證文は最も世に知られ、一般に紹介せられたものも相當多いのであるが、更にも一つ、家藏の福岡市外二日市町畠添家文書の中の一通(下書)を掲げよう。之は欠年號なれど少くとも、幕末のものと推定せられる。

不作爲の給付契約・詮證文・徳政擔保文言附證文(金田)

(第四卷第二號 二五九) 五五

湯町甚六御託申上ル書物之事

一私忤惠吉義去ル廿八日夕其家御妹子與不儀不埒之次第有之早速御組合中御引合ニ相成然ル處私等閑ニ打過居申候ニ付御内方ハ不及申ニ御一族中御立腹之段重々奉恐入候然ルニ御世話人衆ヲ以御託申上候處程能御聞通被下難有仕合ニ奉存候右ニ付忤惠吉義以來貴家様御屋敷内ハ勿論御近邊江も決而入込申間敷候若萬一此以後御屋敷内并御近邊江入込候ハ、如何様共思召通御取斗可被下候世話人衆加判爲仕候書物指出候ニ付聊相違無御座候爲後年仍而一札如件

何 某 判

何ノ誰 殿

（世話人二）
（名連署）

○次には、天保十四年度の轉宗の託證文一通（同上古野家文書）。（尙ほ別に本證文の下書と覺しきものにて、組頭取、庄屋の奥書を加へたものあれど、大略同様に就き省略す）。

誤書物之事

一私義近年法華宗ニ歸信仕宗法ニ外候段御聞及之上庄屋元江御盾ニ相成御同方々稠敷御調子ニ相成一言之申譯も無御座候奉恐入候何卒是迄之處ハ御赦免被仰付已來訖度相改右信向相止メ申候間宜御聞通可被下候爲右是迄信向之掛物數珠共不殘庄屋元江指上居宅内外之木札等取除ケ申候間重疊宜御聞通可被下候爲後日誤

書如件

天保十四年卯二月

四郎丸村

貞

六印

芹田村

佛嚴寺様

○次には、同上釜屋文書中の弘化三年のもの。

書物之事

一是迄甚不勘辨心得違仕候段一々相誤申候此後急度相愼相勤申候事

一此後何事ニよらず被仰付通り相勤申候事

一不及申早朝々趣毎夕本家店江相詰候事

一にかいに上り申間敷事

飯上り外ニ店はつし申間敷候事

右之段此節新之巫様江相頼段々御斷申上候處御聞通被仰付重疊難有奉存候右ニ付酒之義も急度相愼申候間宜御聞通被仰付御遣イ被仰付可被下様奉願上候

弘化三年

午五月

徳

次

御主人様

不作爲の給付契約・詮證文・徳政擔保文言附證文（金田）

（第四卷第二號 二六一） 五七

○尙ほ次に、その文言中に誤りとか詔とかの文言はないが、之と同種の文書であり、又その文言に特徴のあるものがあるので、参考の爲め掲げて置き度い。同上釜屋文書。

定 證 文

一私儀是迄不勘辨ニ而思召ニ不相兼、御尤千万ニ奉存候已來相改訖度相勤メ可申上候

一名嶋町行此節ハ相改メ仰之通參リ申間錯候乍併病苦之母居申候儀ニ付月ニ三日見舞ニ被遣可被成下候

但 朔日 十五日 廿五日

一禁酒之儀又治殿江被仰付候通相慎可申候

右三ヶ條此節ハ相改可申上候此後之心亂爲無之仍而證文如件

源

吉 印

天保十五年辰十二月

瀬 戸 喜 助 様

○最後に、安政五年の博多古門戸町所出文書（家藏）を一通。

奉 誤 證 文 之 事

一私義御町内衆中江不埒成雜言仕候段各様御立腹之段御尤ニ奉存候然ルニ私義兼而酒好ミ申候ニ付右躰不埒筋出來仕候ニ付重々奉恐入候禁酒仕趣意ヲ以御世話人相頼御斷申上候處御聞通被下別而難有奉存候右ニ付

御世話人衆ヲ請人ニ相立加判申受書物差出置候以後訖度相慎申候間乍此上宜敷御聞濟被下候様奉希上候爲
後日之依而誤リ書物一札如件

古門戸町

徳

次 印

安政五年午三月

御町内衆中様

右本文之通私共請人ニ相立以後訖度爲相慎申候爲後日加判如件

同年 同月

請人

次

助 印

御 兩 役 様

○尙ほこゝに附りとして、明治十二年のものを掲げて置き度い。それは年代から云つて、徳川時代の餘風尙ほ濃厚な時代の
ものであり、且つその内容又相當興味あるものと（殊に奉公契約の一資料として）考へるからである。同上濱中家文書。

誤書物之事

一私義幼少ヨリ貴殿宅江御厄介ニ相成候末去ル明治八年ヨリ別家被仰付難有奉存候然ニ仕組立與して本年ヨ
リ貴殿江居奉公相勤申約定之處不所存之取斗仕忘却候段重疊奉恐縮候然ルニ御世話人ヲ以又ニ居奉公之義
御願申上候處御聞濟被仰付難有奉存候然ル上本年閏三月廿七日ハ禁酒仕更ニ來ル明治十五年午暮迄滿三ヶ
年九ヶ月之間速ニ奉公相勤可申候尤一ヶ月ニ付五日宛障日御用捨可被下候右障日之外一日タリ共不勤仕不

申候右障日之外臨時休日仕候ハ、日送りニ而障日ヲ以勤越訖度指引仕可申候若不出情ニ而不勤仕ハ、借用高割合ニ而勤越可仕候前書之通連ニ相勤候上は貴殿ヨリ借用仕候米金別紙證文前分は一切勘定御仕廻可被下候尙又本日ヨリ奉公中米金之相談筋一切仕不申候若違約仕候ハ、御分家被成下候居家家財農具共一切御引揚被成御追放被仰付候共一言之申分無御座候尙又於證人ニも向後不體裁之義有之候共一言之義申間敷候爲其加判仕候上は毛頭違亂無御座候爲後年依而一札如件

謄書主

濱 中 作 藏 印

明治十二年卯閏三月廿七日

（以下證人四名）
（其他四名連署）

濱 中 又 兵 衛 殿

扱て以上の私人間に取交はす訟證文は、之を概して云ふならば、不法なる行爲者と、その行爲の向けられた相手方との間に於て、事が内濟せられたことを證明するものである。利害相對立する者の間に於て、事を和解内濟する、即ち關係當事者たる私人間に於て事を解決することは、當時に於ては事の如何を問はず全然自由であつたか、或は然らざりしか、此原則が分明するならば、右に掲げた訟證文の法律上の効力は、自ら判然するのである。

此點に就き充分なる考察をなす餘裕を有たないが、公事方御定書下卷出入扱願不取上品並扱日限之事の條に『一火附一盜賊一人殺一人勾引一逆罪之もの一名主等私曲非分一博奕三笠附取退無盡一隱賣女一巧事元文五年極一

右之外ニも公儀江掛り候出入扱之儀願出候共爲扱申聞敷事』（徳川禁令考後聚 第一帙六六三頁）とあり、又地方落穂集卷十三内濟致し

候て能事惡敷事有之事の條に『一都て公事出入等扱之上、双方和談致し内濟致候事、至極宜敷事也、然るに人を殺

し候者を不_レ及_レ訴、内々にて弔金等差出し、双方内々にて相濟候事、以の外不_レ宜儀也、たとへ年を経て顯れ候とも、

其一列のものは無_レ殘遠島被_ニ仰付_一、當人は下手人被_ニ仰付_一儀也』（經濟大典第二十卷、二六二頁）などあつて、和解に就いての

原則が存在するのであるが、此種_{（世）}の原則は又、詫證文の形式に依る和解にも、適用されたものではあるまいか

見聞録—改造文庫本—七
六、一五八、一六〇頁參照。

先に一言した様に、徳川時代の不作爲の給付契約の實例が、詫證文に就いて求め得られる。此ことは以上詫證文諸例の中に就いて、その具體的例證を看取出來るであらう。此點に就き少々述べて、此節を終ることにしたい。

以上の詫證文諸例中その大半に、一定の不作爲を意味する文言が見られるが、之等の中例へば『盜取不申候』、

『不埒之儀決而仕申聞敷』などの文言は、一般的に當然爲すべからざることを記載せるに止まり、此種_{（世）}のものは

此場合何等意味を有たないのであるが、例へば嘉永二年四月の文書に『右體之場所江立與り申聞敷候』とか、或は安政五年五月の證文に『酒賣り候義は以後相止メ云々』とあるものなどは、形式上は不作爲の給付の契約の如

くにも見へ様が、之等は村役人に差出せる詫證文面の文言で、契約文言と云はんよりは、村役人より命ぜられた所を、反覆記述せるに過ぎないものと、見るべきではあるまいか。

尚ほ私人間に取交はせし詫證文面の、不作爲の給付の契約文言と見らるべきものでも、或は右の様な觀察が出

來るかと思ふ。即ち此場合の不作爲給付文言も、赦免者の命ずる所の一定の不作爲を、文書に記述せるに止まり、それは契約に依る不作爲の給付と云はんよりは、一方的な強制に服するといふ底のものとも、見らるるかと思ふのである。（天保十五年十二月の證文に『仰之通參り申間敷候』とある參看）。しかし形式的には尙ほ且つ、契約に依る不作爲の給付と見るべきものであらう。尙ほそれ等が果して法廷上の效力を有つかどうかの點は、前節にも述べた様に今は觸れずに置くことにして、以下前示訛證文中の不作爲の給付契約文言と見えるものを、摘記して置くことにしよう。

文政三年四月の證文に『御同商賣御同職は不及申御同職一切爲致申間敷候尤御同職ケ間敷筋へ爲立寄申間敷候』とあるもの、湯町不義の訛證文に『以來貴家様屋敷内ハ勿論御近邊江も決而入込申間敷候』などその類例であらう。

尙ほ此不義の訛證文面の不作爲には、色々面白きものがある。中山氏所藏の天保八年七月の證文には『然る上は向後一切おいく殿とは言葉もかはせ候間敷候』（前掲歴史公論二卷二號同氏文）又同氏藏天保三年三月の證文に『前書吉藏儀以來は其御村方へ決て立入らせ申間敷候』（前掲文化公論四卷一號同氏文）或は又牧健二氏の紹介されし訛證文に『已後御かつ殿に、言葉も懸申間敷』（法律春秋五）とあるなど同類のものである。九桂草堂隨筆（百家隨筆第一所收本）二八頁に『一通の書付を出したり、是室少き時失行ありて、夫より見とがめられ、以後間夫に見えざると申誓文なり』とある參看。

次に天保十四年二月の證文に『信向○仰の 相止メ云々』とあるもの又、契約に依る不作爲の給付であらう。只しかし先に前節に述べた所の、本朝櫻陰比事の記事より類推せる原則、即ち信仰の自由を制限する様な不作爲の給付契約を無効とせる原則が存在し、且つそれが此時代迄存續せるものとすれば、此種の契約は明らかに無効である譯である。

天保十五年十二月の證文面の『名嶋町行此節を相改メ仰之通參り申間敷候』とか、或は又安政五年の證文に『禁酒仕』など皆、不作爲の給付契約文言と見做し得られよう。

尙ほ近世證文に就いては以上の外、石清水文書三、五七二頁、金剛寺文書五二三頁、民族と歴史六卷五號四九頁、穗積重遠氏離婚制度の研究八〇頁以下、横瀬夜雨氏明治初年の世相五一〇頁等も参照。

徳政擔保文言附證文

中世徳政令の發布以來、契約締結に際し、債務者が當該契約に就いては、將來の徳政令の適用を回避する旨を、その契約證文面に特記し契約するといふ慣行が生じ、一般的慣習となるに至つた（中田博士日本中世ノ不動産質、國家同博士日本古法ニ於ケル追奪擔保ノ沿革、法學協會雜誌三八卷十二號三三頁等）。而して此慣習は、下つて徳川時代にも及んで居る（註記）。

しかし徳川時代になると次第に、此種の特約文言は、證書面からその姿を消すのが一般的傾向である様に、私には感ぜられるのである。之を文例書に就いて見るも、未だ寛文時代のものには『借用申料足之事合五拾貫文者右

所_レ借用申_一實正也加_二貫別五十文宛利足_一來秋速可_二返辦申_一者也若天下一同之德政雖_レ有_レ之別而申合上者更以不_レ可_レ及_二其儀二方_一如_レ此次第令_二違背_一致_二無沙汰_一者知行分在所之事相當程可_レ被_レ押_レ置候其時不_レ可_レ及_二一言之子細_一者也仍借狀如_レ件云々』（家藏寛文六年版初學文章井萬應方）といふ様に、德政擔保文言を見ることが出来るのであるが、時代の下に從ひ、文例書に此種の文言を見出すことは、殆んどない様に思はれ、その實例に就いては、勿論私の目にしたものは、實際に行はれた數から云ふならば、九牛の一毛にも及ぶまいが、私の目に觸れた範圍内では、どうも此傾向があつたらしく考へられるのである（註記）。（參看）

然るに近來九州北部地方の近世文書に接觸する機會が多くなつて見ると、此地方に於ては、德政擔保文言附の契約證書が、相當多く近世を通じて行はれ、幕末はまだしも明治初年に迄及んで居ることが明らかに、近世には德政擔保文言が消失して行くといふ私の感懷は、或は私の錯覺であるのではあるまいかとすら、考へさせられるに至つた。しかし今の所では尙ほ、その消失といふことが一般傾向であり、九州北部地方のそれは、唯一の特例とは云ひ得べからざるべけれど（註記）、（參看）、少くとも特例の一つと考へ度いのである。

しかし此種の斷定は、勿論輕々に下すべきものではないが故に、敢へて今此考を主張せんとするものではなく、只此種の考究への一步として、以下九州北部地方（今之を筑前地方に限る）の德政擔保文言附證文の實例を少しく列舉して、此種の慣行が、當地方にては徳川時代を通じて、更に明治初期迄相當廣く行はれて居たことを、一應證示して見度いと思ふ丈である。（尙ほ、法律の命ずる所を回避するといふ點から云ふならば、託證文の場合と此場合と一脈相通ずるものがある）。（託證文に續いて此節を設けたのには、僅か乍ら此點にその理由があるのである）

元來德政令頒發の結果、德政令回避の目的で、德政擔保文言が出て來たのであるが、此法律の回避、即ち法律の命令する所を遵奉しないといふことを約するといふ風習は、德政令の場合のみに限らず、後には廣くその他の場合に迄見られるに至つた。例へば地頭の國替所替、代官の交替或は一般的に所謂新法新制等を擔保する特約が、行はれるに至つたのである。地頭の國替所替は地頭の交替であり、地頭の交替の結果は、先づ新法新制の施行が予見せられるのであるが故に、こゝに地頭の國替所替を擔保するといふことは所詮、新法新制を擔保することと同じであるが（代官の場合も同様に云へる）、要するに德政令のみに限らず、問題の事項に關する、從來と異なる新しい法律一般の命する所に従はない旨の特約を、なす様にもなつた譯である。しかし此種の慣行も、その源流は先づ德政回避の慣行にあると見られ、その法律回避といふことに於ては同一事であるから、敘述の便宜の爲めに、本節に於ては、地頭、代官の交替又は新法新制等の擔保をも、德政擔保なる概念の中に含めて、話を進めて居るのであることを斷つて置く。

註記 少くとも徳川初期には尙ほ未だ、一般的に德政擔保文言が見られる。そしてそれが次第に遞減の傾向を追ふものであつたらしいことを、今私が簡單に見ることの出來る各地の近世文書に就いて、窺つて見ることにする。勿論各地方の近世文書を充分探査したのではないから、全く不足不充分的なる觀察ではあるが、少くとも私の先づ知る限りに於ては、年代の下程（年代の下程現存文書數が多いのにも係らず）德政擔保文言の記載せられた證書の數が、少くなるといふ結果が出て來るのである。

扱て慶長末年以降の文書にして、德政擔保文言附のものを、年代を追つて掲げて見よう。尙ほこゝに證文そのまゝを掲げるは繁に亘るが故に、德政其他國替新法等の文字のみを摘記するに止める。

《慶長》 十二年田地年季賣證文に『國返。とくせいありとも。』（香取文書纂卷十二、案主家藏二十二枚）。十四年賣券に『若天下一同德政行候共』（伊勢、大日本史料十二ノ六、九〇二頁）。十五年借狀に『上大御つき候とも、又ハ大くわん御かわり候とも』（常總遺文、史料十二ノ六、九六五頁）。十五年文書に『天下一同之亂、其外國替、御地頭様、御代官被替申候共、』

(瑞津、史料十二ノ廿三補遺一〇九頁)。十五年文書に『上大御つき候とも、又ハ大くわん御かわり候とも、』(常總遺文、史料十二ノ七、九六五頁)。十五年の文書に『若重而天下一同令破借地發等雖有行申事、』(筑前、史料十二ノ七、九六四頁)。十五年文書に『御とくせい。又何事候共。』(香取文書纂卷三十二、案主家藏二十二枚)。十五年賣券に『天下一同之亂、其外國替、御地頭様代官被替申候共。』(攝津、歴史地理四三卷四號藤井氏文)。十六年賣券に『若天下大法之德政地起し行候共。』(伊勢、史料十二ノ九、二六五頁)。(同上二六六頁に同種のものあり)。十八年賣券に『もし天下一同之德政行候共、又ハ三宮内わたくし德政行候共、』(伊勢、史料十二ノ十三、三三七頁)。十八年借狀に『國かへとくせん(マ、)參候共、』(丹後、史料十二ノ十三、三四〇頁)。十八年賣券に『天下一同之御德政行候共。』(金剛寺文書四三二頁)。(同種のもの又別に一通あり)。十八年賣券に『若御國替德政天下ニ如何様之御法度御座候共。』(阿波藩民政史料大正五年版一五七三頁)。十八年賣券に『天下大法德政行候共、』(伊勢、史料十二ノ十三、三三六頁)。十九年賣券に『とくせい又ハいかやうノ御法度行候共、』(阿波國徵古雜抄五一五頁)。二十年賣券に『御くにかわり御代官替御座候共、』(阿波、史料十二ノ廿三、五四六頁)。二十年賣券に『若天下一同之德政地起行候共。』(伊勢、史料十二ノ廿三、五四一頁)。(同種のもの同上五四二頁にあり)。二十年賣券に『若天下大法之德政行候共。』(同上五四五頁)。二十年賣券に『後日ニ御代官衆御地頭成共御違亂被成候共、』(滋賀縣史五卷四五二頁)。二十年賣券に『後日に御代官衆御地頭成共御違亂被成候共。』(滋賀、小野武夫氏徳川時代の農村奉公人、社會科學二卷七號二三二頁―後に農村社會史論稿に轉載)。

『元和』 元年賣券に『若天下大法とくせい行候共、又ハ三宮内之わたくしとくせい行候共。』(伊勢、史料十二ノ廿三、五四四頁)。元年借狀に『國替候共。』(同上五四八頁)。元年賣券に『縦天下大法之地起德政幾度行候共。』(伊勢、同上五四三頁)。元年賣券に『□□地返し、何様之新御法度被仰出候共、』(甲斐、同上五四四頁)。二年賣券に『自然天下大法德政行候共。』(伊勢、同上廿六、二六八頁)。二年借狀に『國かい御代官かわり申候共、』(常總遺文、同上廿六、二七三頁)。二年の證文に

は『國かい、郷かい、代官かわり御座候共』（同上）。三年賣券に『天下大法之德政地起』（伊勢、同上廿八、七六五頁）。三年借狀に『若御國かい、とくせい、御代官かわり御座候共』（常總遺文、同上廿八、七六六頁）。四年借狀に『天下一同之得せ、いかやうの儀到來仕候共』（常總遺文、同上卅、二五七頁）。五年賣券に『若天下一國之德政地起シ御代官かわり候共』（奈良保井芳太郎氏藏）。

《寛永》 三年借狀に『若天下一同之德せい入來候共』（遠江、徵古文書乙集一一一頁）。三年借狀に『若御國かへ又ハ御とくせん（御德政なり）參候共』（滋賀、前掲中田博士德川時代に於ける人賣及人質契約六四頁）。五年年季賣渡狀に『御國かへ人かへし如何様の新御仕置出來候共』（中山太郎氏賣笑三千年史五〇二頁）。五年年季賣券に『御國かい人返し如何様の新御法度出來申候共』（甲斐、前掲中田博士德川時代に於ける人賣及人質契約二四頁）。（同種のもの同上二五頁にあり）。十二年賣券に『縦一揆德政御國替あるいは御くほうよりをきめうりけんかいけんみ田地うりかひ之御座候共』（上伊奈郡史四八三頁）。十七年借狀に『御國替其上天下一同之御德盛（マ、）何様候儀御座候共』（小早川欣吾氏日本擔保物權法史序説七六五頁）。廿年賣券に『御國替御地反御代官かわり色ひ候共』（下總、徵古文書乙集五四五頁）。廿年賣券に『綴天下大法之德政地起行候共』（近畿、九大法制史研究室藏）。

《慶安》 元年賣券に『縦天下大法之德政地起行候共』（伊勢、家藏）。三年借狀に『天下一同之はた返し、如何様の儀御座候共』（香取、古事類苑政治部四、八二九頁）。

《承應》 三年借狀に『一揆とくせい御國かへらん入御公儀様何様の御新法度申來り候共』

《延寶》 三年賣券に『縦御國替御代替御座候共』（上伊那郡史四八三頁）。四年賣券に『以來御代替り如何様の儀御座候共』（豊後、同上千原家文書）。

《天和》 三年賣券に『縦天下大法之德政地起行候共』（伊勢、家藏）。

《元祿》 十一年交換證文に『縦已來如何様成不慮之新儀出來仕候共』（近畿、九大法制史研究室藏）。十三年賣券に『若御國

替天下如何様之儀御座候共、『伊豫、民族と歴史六卷五號五〇頁』。十六年賣券に『御國替御代官所替何様の御法度出來候共』（上伊那郡史四八〇頁）。十六年賣券に『一御國替如何様成る新御法度押つぶし御座候共、『甲斐、東大法學部藏、中田博士徳川時代の物權法雜考、法學協會雜誌四七卷六號六六頁』。

『寶永』 七年賣券に『若御國替押つぶし新御法度御座候共、『同上三七頁』。

『享保』 十二年季賣券に『然上者御地頭代り御代官代り如何様之新規致出來候共』（備中、同上乙島文書）。歴史地理六一卷一號彙報九十頁に鳥羽正雄氏の旅行談として、白河藩白河郡三神村中野目岡谷家藏史料中に就いて『享保九年の借用證に德政を德世と書して依然用ひて居た事』を知り得るとの記事見ゆ。

『元文』 三年讓渡狀に『御支配替り其外田地返シ等如何様ノ義御座候共』（信濃、大審院民事判決録——自明治九年一月至同九年十二月——二八七頁第三十四號上告判文中に引用）。五年季賣券に『以後如何様之新儀出來仕候共』（備中、同上乙島文書）。

之より年代が下ると益々その類例が少ない様である。しかし次の如き例外もある。

『寛政』 十年賣地證文に『譬御支配替り其外何様ノ義出來候共』（信濃、大審院民事判決録同上）。

『文久』 三年賣證文に『此已後如何様之御趣意有之候とも』は同種の文言であらう（阿波藩民政資料大正五年版一五九九頁）。

『慶應』 二年借狀に『萬一地頭所ニ於テ如何様ノ儀出來候共』（伊豆、民事要録甲篇三九四頁）。

擬て之から、近世筑前地方に行はれた德政擔保文言附證文の實例を、列舉することにする。

私の今日迄に目にした筑前地方の賣券借狀等の私文書、大約六千通の中に就いて、德政擔保文言附證文を拾ひ出して見ると、寛保から萬延迄は殆んど各年代（天明年度のものを含く）を通じて、その實例が相當多く存在する。寛保より遡つては今その實例が手元ない、しかし前段註記の中に舉げた様に又後段慶長四年の例を掲ぐる様に、筑前地方に於ても徳川初期、一般各地同様

に、同種の慣行の實在が立證されるのであるが故に、寛保頃から此種の慣行が起つたといふ様な譯ではなく、寛保以前より此慣行があつたと、推定して差支へないであらう。次に萬延以降の例も今こゝに擧げ得ない、しかし明治初年にすら多くの實例があるので、萬延以降にも尙ほ之が行はれたものと、推斷して誤ないであらう。

尙ほその實例に入る前に、當地方に行はれた文政七年の文例書に見える類例を掲げて置き度い。文例にすら此種の類例を見出し得るといふことは、如何にそれが當地方に於て一般的のものであつたかといふことを、證明する一つの材料となるであらう。

即ち粕屋郡地方所出の文政十年の案文手本なる古寫本（伊東尾四郎氏より原本借用の上轉寫）に見える次の如きものがそれである。

我等抱畠地永代相傳ニ賣渡代錢受取申書物之事

立ノ口

一下畠壹反貳町拾三步 高七斗五升三合

同 所

一同貳反壹町廿七步

同 壹石三斗貳升七合

杭ヶ浦

一中畠貳拾步

同 五升三合八勺

同 所

一同拾貳步半

同 三升三合六勺

合

畠數三反五町拾貳步半
高貳石壹斗六升七合四勺

代六錢壹貫七百五拾目、

右之畠代錢體ニ請取申候之處少も相違無御座候然上ハ當文政七年申ノ十二月ノ貴殿方江永代ニ賣渡候之處實正也於此地者我等諸親類ハ不及申村中何之相障りも無御座候後年ニ至公私いか成御仕組御座候共圖を追惡所上錢掛等之度沙汰仕間敷候万一後年ニ至違亂之儀御座候節者此書物を以御沙汰可被下候爲後年永代狀請人加判如件

文政七年申十二月

和泉屋

文藏殿

右畠地永代書物前文之通承届候以上

畠地賣主

請人

證人

何 が し ○

何 が し □

何 が し □

庄屋

何 某 ○

同年 同 月

いづみ屋

文藏殿

以上を前置きとして、以下その實例の主なるものを擧げることにするが、尙ほ紙幅の都合もあり、一方此種文言附證文は、その年代の若いもの程興味あるものであらうから、以下には年代の若いものを、比較的多く（殊に證文全貌を）掲げることにする。

《寛保》 貳年戊正月十五日の借用仕ル米之事（糸島郡井原村三苦家文書福岡高等學校玉泉館藏）に『若シ天災又ハいか様之御法たり共』。○同三年亥ノ三月の御年貢拂切相仕廻申ニ付借用申米之事（同上）に『萬一御公儀様ガ新御法式被仰出諸借米年賦又は相捨リ申趣たり共』。

《延享》 二年丑三月の延享元年分御年貢未進仕ニ付貴殿方ニ抱ノ内質ニ召置借用申米之事（同上）に『後々年ニ至公私如何様之法式有之候共』。○同二年丑十二月の借用仕ル米之事（同上）に『萬一御公儀様ガ如何様之儀御座候共』。○同四年卯ノ十一月廿日の延享三年分年貢未進ニ付借用申米之事（同上）には右と同一の文言見ゆ。○同五年辰正月の久内島賣券（同上）に『後年公私如何様之御仕組被爲仰付候共』。

《寶曆》 九年卯ノ十二月の寶曆九年分拙者御年貢米ニ差聞申ニ付貴殿方ヘ口入ヲ以田地質ニ召置質代米受取申事（同上）に『公私如何様之御仕組御座候共』。○同十年分私御年貢米未進仕候ニ付私抱田地質ニ召置代米請取申事（同上）に『萬一御仕組ニ而相違之儀申候ヘは何時も』。○同十二年午十二月十一日の孫次郎田地賣券（同上）に『至後年萬一公私如何様之御仕組被仰候共』。

《明和》 三年戌ノ十二月の私田地貴殿方ヘ永代ニ賣渡代錢請取申永代狀之事（同上）に『後年公私いか様之御仕組障リ御座候共』。○同四年亥ノ二月私家作入用銀抱田地貴殿方ヘ永代ニ賣渡代銀請取申永代狀之事（同上）に『後年ニ至公私如何様之御仕組出入御座候共』。

《安永》 三年午三月の當午春私田地相求候ニ付代錢借用仕ル證文之事（同上）に『若シ公私如何様之指問御座候共』。
○同八年十月の例（九大法制史研究室藏福岡縣糸島郡文書ノ二）

田地流質ニ相渡請取申米錢之事

（中略）

右之田地安永九子ノ春ノ流質ニ相渡代物髓ニ請取亥ノ御上納ニ相立申處實正也然ル上ハ來子ノ春ノ諸公役等迄貴殿方ノ御勤被成自作他作御心儘ニ御支配可被成候此田地ニ付村中ハ不及申ニ公私親類少茂差閭無御座候加様ニ堅相定申上ハ縱御領替其外世間新法ニ如何様之御成行御座候共御約束之通毛頭違變仕間敷候若此上不謂儀共申候ハ、此證文ヲ以御公儀様へ被仰上如何様共御沙汰可被成候爲後日請人加判仕處仍而證文如件

安永八年

亥ノ十月

善 衛 殿

松國村田地主

茂 兵 衛

親類請人

何 某

松國村組頭請人

幸 七

同村年寄

治 左 衛 門

○同九年子十一月の田地賣渡證文（福高藏三苦家文書）に『御公儀様方何分之御仕組御座候共』。

《寛政》三年の借用狀（下書、九大法制史研究室藏糸島郡三苦家文書）

致 借 用 錢 之 事

一元六拾文錢四貫目也 但シ利分壹ケ年分
壹割八分付

右之錢致借用髓ニ受取申候處相違無之候爲右引當其利拙者所務米之内ノ壹ケ年ニ米四拾五表宛當亥ノ年ノ申ノ年迄十ヶ年之間其村庄屋久吉受合證據取相渡シ置候米出來之上此方へ不及届ケニ直ニ御受取候時之相

場ヲ以元利之内拂込可被致候尤年々米直段之儀ハ其村庄屋組頭中申談シ相極可被下候此節貴殿以出銀拙者所帶向丈夫ニ仕組相立候ニ付年限之内何分之儀致出來候共不法之儀決而申掛ケ間敷候右庄屋受合御郡方役所相達候儀不及申御法筋之儀ニ付至後年右ノ高米渡シ方津出等指留申間敷候爲念頭衆與判申受相渡シ置候爲後年仍而證文如件

寛政三年

亥ノ二月

三原村

何ノ何かし

又 四 郎

(同紙裏面に『表書之通開届候』
已上孫左衛門同年何月何日)

《享和》 貳年戌十二月の享和貳年冬私上納指出上候間私抱田地之内左之所貴殿方江質ニ賣渡申證文之事(福高藏三苦家文書)に『公私如何様之儀御座候共』。○同三年亥十二月の享和三年亥冬御年貢米指支申候ニ付私抱田地之内左之所質ニ相渡證文之事(同上)に『公私何様之仕組御座候共』。

《文化》 五年辰十二月の御年貢米餘分指間ニ付私抱左之田地貴殿方江永代相傳ニ賣渡申永代狀之事(同上)に『公私如何様之仕組御座候而も』。○同六年巳冬御年貢指支申ニ付私抱左之田地貴殿方へ質ニ相渡代錢請取申證文之事(同上)に右と同様の文あり。○同十三年子十二月の右と同様の見出しの證文に、又同様の文あり(同上)。

○同十四年の賣券(九大藏三苦家文書)

文化十四丑年拙者御年貢指間申ニ付私抱田地之内貴殿方へ永代相傳ニ賣渡シ代錢請取申永代狀之事
おこし

一下田壹町三反三畝貳拾四步也高壹石九斗三升貳合

不作爲の給付契約・証文・徳政擔保文言附證文(金田)

(第四卷第二號 二七七) 七三

永代錢壹貫三百五拾目也（高祖村庄屋元
名寄帳前）

メ 但シ正錢也

右田地現畝壹反七畝餘疇數四枚請人立會境目相改メ當丑年ノ貴殿方へ永代相傳ニ賣渡シ右代錢慥ニ請取御年貢指問分相仕廻申候處相違無御座候然ル上ハ右田地貴殿方へ畝高共ニ當丑暮ノ相渡候ニ付永々如何様共御勝手次第御支配可被成候右田地ニ付私親類ハ不及申ニ村中脇方ノ少シ茂相障リ申者無御座候且又公私如何様之御新法村法等出來仕候共此借用ニ於いてハ少シ茂御厄界掛ケ申間敷候右田地ニ付惡所之田畠等少シ茂附居不申候違背爲無御座村役人衆御詮議之上與判申請相渡置候議ニ付毛頭相違之議無御座候萬一異議申者有之候ハ、此證文ヲ以御沙汰可被成候爲後年之仍而永代證文如件

一右田地私下作仕定米七俵壹斗六升五合年々十一月十日限り右俵數高祖村御藏納可仕候若萬一右定米之内少シニ而茂不納仕候ハ、右田地彌永代ニ御取上ケ被成如何様共御自由ニ御支配可被成候其節ニ至りたとへ私方へ返り據所持仕候共決而請季仕間敷候爲後年之下作書物如件

高祖村田地賣主

善

藏

請人同村

彌

七

文化十四年

丑十二月

井原村

又 四郎殿

《文政》四年巳十二月日の私酒造米買入申證文之事（福高藏三吾家文書）に『公私如何様之御仕組御座候共』。○同五年二月の

錢借用仕證文之事(同上)に『如何様之指止仕組筋御座候共』。○同六年未十二月の質證文(同上)又右と同文を載す。

○同七年の質證文(九大藏三苦家文書)

文政七年御年貢指支申ニ附拙者抱畠之内貴殿方江壹ヶ年質ニ召置代錢請取申質證文之事

飯盛

一上畠四畝拾五步五厘

質代錢七拾目也

高五斗貳合

(但シ六拾文錢也
正錢請取申候)

右之畠貴殿方江壹ヶ年質ニ召置質代錢儲ニ請取御年貢指支分相仕廻候處相違無御座候然ル上者右之畠畝高共ニ私方江相請持御年貢相勤候上餘米代として年々十壹月廿日限り正錢ヲ以拾匁五分宛相拂可申候若萬一右餘米代少ニ而茂不納仕候ヘハ右之畠何時茂自由ニ御引上ケ永々御支配可被成候其節ハ一言之儀茂申間敷候勿論右畠ニ附親類ハ不及申ニ村中脇方少茂相障り申者無御座且又後年至り萬一公私如何様之御新法並村法等相立候共右畠ニ附而ハ貴殿方江諸厄介並ニ御掬掛ケ申間敷候畠受季之儀ハ右質代正錢ヲ以一同ニ相立受返可申候勿論受寄ニ御約束仕置候尙後年違亂爲無御座請人相立置候ニ附毛頭相違之儀無御座候依而質證文如件

畠 質 入 主

文政七年

申十二月

上 村

甚

次 印

不作爲の給付契約・詔證文・德政擔保文言附證文 (金田)

(第四卷第二號 二七九) 七五

請 人

上町

又 四郎殿

中 町

兵

藏 印

○同八酉年拙者御年貢指支申ニ付抱屋敷並居家雪隠共ニ貴殿方江質ニ召置代錢請取申質證文之事（同上）に『後年ニ至リ公私如何様之御新法並村法等相立候共』。○九戌年拙者御年貢指支申ニ付拙者抱田地之内貴殿方江七ヶ年質ニ召置質代錢請取申質證之事（同上）に『後年ニ至リ萬一公私並居村共ニ如何様之御新法相立候とも』。○同十一年年極々損毛ニ付拙者御年貢指支申候條拙者抱田地之内左之通貴殿方江永代相傳ニ賣渡代錢請取申證文之事（同上）に『後年ニ至リ如何様之御新法並村法等相立候とも』。○同十一年子十二月の私御年貢差支申候ニ付私抱左之田地貴殿方江永代相傳ニ賣渡申永代狀之事（福高藏三苦家文書）に『公私如何様之御仕組御座候共』。○同十一子十二月の田地永代相傳賣渡申永代狀之事（同上）に又同種文見ゆ。○同十二丑年拙者御年貢指支申ニ付拙者抱畠之内貴殿方江永代相傳ニ賣渡代錢請取申永代證文之事（九大藏三苦家文書）に『後年ニ至リ公私如何様之御新法並村法等相立候共』。○同十二年丑三月の私抱左之田地質ニ相渡代錢受取申證文之事（福高藏三苦家文書）に『公私如何様之仕組御座候共』。○同十三年寅十二月の當寅年損毛ニ而拙者御年貢指支申ニ付抱畠之内貴殿方江質ニ召置質代錢請取申證文之事（九大藏三苦家文書）に『後年ニ至リ如何様之御新法並村法等相立候共』。○《天保》三年辰十二月の當辰冬御年貢指支申ニ付私抱左之田地貴殿方江質入仕代錢請取申證文之事（福高藏三苦家文書）に『公私いか様之仕組御座候共』。○同四年巳十二月の當天保四巳年拙者御年貢指支申ニ付抱畠之内貴殿方江質ニ召置代錢請取申質證文之事（九大藏三苦家文書）に『後年ニ至リ如何様之御新法並村法等相立候共』。○同四年巳ノ十二月廿八日の借用證文之事（前掲福岡市釜屋文書）に『自然御郡方如何休之御仕組筋等有之候へ共』。○同六年未十二月の當天保六未年拙者共御年貢指問申ニ付抱畠之内貴殿方江一季質ニ召置代錢請取申質證文之事（九大藏三苦家文書）に『後日ニ至リ公私如何様之御新

法有之候共。

○同七年申二月の證文(同上)

去ル天保四巳年拙者御年貢指間申ニ付拙者居家並居屋敷共ニ貴殿方江質ニ召置左之錢高致借用置候處右餘米代錢指間並貴殿御抱田地之内私致下作候處下作定米不納仕右口々何分拂方手ニ及不申ニ付兼而拙者方江當村又作ノ居家壹軒居屋敷共ニ買取居候分此節貴殿方江及熟談ニ右又作分家屋敷共永代相傳ニ賣渡シ拙者居家居屋敷之分ハ請返申ニ付相改申永代證文之事

(中略)

右之通正錢ヲ以貴殿方江致借用儲ニ請取拙者御年貢指間分相仕廻申候處相違無之候然ル上ハ右之畠高並居家共ニ當申春ノ貴殿方江永代相傳ニ相渡申ニ付永々如何様共御心儘ニ支配可被成候右家屋敷ニ付拙者親類ハ不及申ニ元地主又作方其外脇方ノ聊茂相障リ申者無御座候尙又惡所之畠等少シ茂附不申候且又右之通餘分之代錢ニ賣渡シ居候儀ニ付自然後年ニ至リ公私如何様之御新法村法且拙者儀ハ勿論元地主又作ニ至迄御拜借返納等指間候類有之候共右家屋敷ニ付而ハ右ヶ條之通貴殿方江諸厄介御損掛ケ申間敷候爲其當村役人衆御詮儀之上奥判申請ヶ相渡置候上ハ毛頭相違之儀無御座候萬一異儀申者有之候ハ、此證文ヲ以御沙汰可被成候仍而永代證文如件

天保七年申二月

高祖村畠賣渡主

清

請人同村

平

吉

六

井原村 又 四郎殿

○同十年六月の借用仕上ル證文之事（同上釜屋文書）に『郡方借錢筋之儀ニ付而は色々之沙汰仕候得共於此錢は聊御仕組不相拘』。○同十四年卯十二月の當天保十四卯年拙者御年貢指支申ニ付抱田地之内貴殿方江質ニ召置代錢請取申質證文之事（九大藏三苦家文書）に『後年至リ公私如何様之御新法並村法等相立候共』。○同十五年辰四月の去卯年拙者御年貢指問申ニ付脇方が借り立を以相仕廻置候處右拂方何分相調不申ニ付抱畠之内貴殿方江壹ヶ年質ニ召置代錢請取申質證文之事（同上）に『後年ニ至リ公私如何様之儀有之候共』。

《弘化》三年牛ノ十二月の拙者抱田地之内貴殿方江七ヶ年質ニ召置代錢請取申證文之事（同上）に『後年ニ至リ公私如何様之御新法相立候共』。○同四年未七月の借用仕上ル證文之事（同上釜屋文書）に『郡方借錢之儀ニ付色々之沙汰仕候得共於此錢は聊御仕組筋ニ不相拘』。

《嘉永》二年酉八月の嘉永二年酉八月拙者難澁ニ及差申ニ付抱畠加き山與申候處貴殿方江永代ニ賣渡證文之事（九大藏三苦家文書）に『公私如何様之御新法相立並ニ村法等相立候共』。

○同四年の借用證文（同上釜屋文書）

證文之事

一正六錢貳百壹匁三分八厘、

引當 古島貳町貳拾六分壹作畠廿壹分

右植込櫛貳拾本

右之通借用仕候處實正也然ルニ返濟之儀者年々櫛實ヲ以御指引仕居候處近年不作ニ而借用高次第ニ相當御厄

介ニ相成候末此節櫛ノ木引當仕差出置候萬一相滞悶等ニ而不指引等仕候節ハ右櫛木御引上被成年ニ櫛實直ニ御ちきり取御自由ニ被成可被下候尤畠年貢諸上納一切私ニ相仕舞可申候此櫛實ニおいてハ決而村方一族ノ相障申儀無御座候勿論櫛ノ木追々根土かひちり相成又者御植足御植替等其外如何様之御仕組筋御座候共畠内之事ニおゐて者決而異儀申間敷候爲其村役人衆證人與判申請證文差出置候上者毛頭相違無御座候爲後年仍而證文如件

嘉永四年亥四月

瀬戸惣右衛門殿

右之通無相違聞届申候以上

○同六丑六月の嘉永六丑年御年貢及指支申ニ付右爲價拙者抱田畠左之通質ニ召置右代金請取申證文之事(九大藏三古家文書)に『公私如何様之御新法並村法相立候共』。○同七年寅十二月の永代賣渡證文之事(同上)に『公私如何様之新法筋有之毛』。○安政四年の例(前掲釜屋文書)

金子借用添證文之事

不作爲の給付契約・詮證文・徳政擔保文言附證文(金田)

(第四卷第二號 二八三) 七九

成竹村 畠主

證人

半

藏印

次

吉印

(以下證人
二名連署)

(組頭、庄屋及び他に
名連署、宛所は瀬戸)

不作爲の給付契約・託證文・德政擔保文言附證文（金田）

（第四卷第二號 二八四） 八〇

一正金七百兩、

此利年中壹割極

爲引當御根證文六通

但百俵渡貳通

五拾俵渡四通

×四百俵之辻

右者彈正樣分來午々申迄

拾五ヶ年渡

此 返 濟 方

金貳百參拾兩ハ

午年元入前

同 七拾兩ハ

午年利入前

金貳百三拾兩ハ

未年元入前

同 四拾七兩ハ

未年利入前

金貳百四拾兩ハ

申年元入前

同 貳拾四兩ハ

申年利入前

右金辻拙者共要用之儀ニ付慥ニ請取致借用候處實正也然ル上返濟之儀者前書割合之通毎年十一月限其御地ニ

差立返濟可致候萬々一御仕法替等御座候共引當之品ニ不相拘訖度皆算可致候爲後年添證文差出置候處如件

口入人 菊野屋

利 作 印

安政四年巳十二月

石橋次右衛門 印

末松政右衛門殿

瀬戸惣右衛門 印

〔萬延〕 元年申十二月の貴殿方江兼而質入仕置候左之田地此節永代相傳ニ賣渡證文之事〔九大藏三吉家文書〕に『公私如何様之御新法又は村法等相立候共』。○同元年申七月の家中入用金預申證文之事〔同上釜屋文書〕に『何分之御扱筋有之候共』。○徳川時代を終るに當り、欠年號なれど少くとも、幕末のものと思はるゝ借用狀一通〔同上〕を出して置く。

借用證文之事

一金拾八兩

但シ錢

右は借用致候處相違無御座候然ニ返濟之儀は午冬々來ル卯冬迄十ヶ年之間拙者所務米之内壹ヶ年ニ米拾三俵宛御請取可被下候公私如何様之儀有之候而茂御相談ケ間敷儀毛頭不致候尤勤用ニ付請返候節ハ年々之元利相揃御差引可致候爲念勘定方役判年賦證據御渡申置候依證文如件

請合

清田 勝右衛門 印

林 專 兵 衛 印

林 四郎右衛門 印

瀬戸惣右衛門殿

《明治》二年の例は、九大法制史研究室藏福岡縣二日市町畠添家文書中に『公私如何体之仕組筋且德清等有之候共』或は『公私如何体之仕組筋有之候共』の文言を載せたるもの十三通程あり、その内二通を左に掲ぐ。

借用仕證文之事

一米八俵

右之通御上納未進ニ借用仕相違無御座候然ル上ハ來ル午秋豊凶ニ不拘元利相揃返辨可仕候公私如何体之仕組筋且德清等有之候得共聊相談ケ間敷儀不仕候爲後年之受人加判指出置候上ハ毛頭異亂無御座候依而借用如件

明治二年

十二月

借主

七 次 郎 印

受人

勘 次 印

井上重五郎様

他の一通として

借用證文之事

一米三俵

但利貳割半

右之通安右工門上納未進出來仕候ニ付同人抱田畠請持候而來午秋元利相揃豊凶ニ不拘返辨可仕候御上納未進ニ付公私共何体之仕組筋且德清等之儀有之候共聊相談ケ間敷儀不仕申候爲後念受人相立置候上者毛頭相違無御座候借用證據依而如件

請持主 下仲原村

受人

上仲原村

善

七 印

明治二年巳十二月

井上重内様

善

作 印

尙ほ右の文書に云ふ『德清』は德政の訛であるが、筑前地方では之に似た用語が、既に早く慶長頃にも見られる。福高藏三苦家文書中の慶長四年の質證文中に『たとい天下一同御得清又ハ國ミたれ御座候へ共』とあるがそれである。

○同四年の類例(九大藏三苦家文書)

明治四年未ノ九月私酒造御免札並ニ酒造道具糶室御免札家屋敷共ニ一切永代相傳ニ賣渡代金請取申永代證文之事

(中略)

右之通此節永代相傳ニ賣渡代金儲ニ請取申候處相違無御座候然ル上は當年ノ貴殿御手元江右酒造一切家屋敷糶室木屋共ニ不殘永代如何様共御心儘ニ御支配可被成候右廉々賣渡ニ付私親類は不及申ニ自他共少も相障リ

不作爲の給付契約・詮證文・德政擔保文言附證文 (金田)

(第四卷第二號 二八七) 八三

申者決而無御座候後年ニ至リ自然東京ヲ初藩廳ヲ御新法御座候共聊御厄介懸ケ申間敷候勿論右酒造株永代賣渡代大金御相談申立猶又別紙の酒造株永代讓渡證文並根證文共相添相渡候儀ニ而以後如何様之難澁ニ差せまり候共少も御相談ケ間敷儀申間敷候後年違亂爲無御座一族請人並ニ此節之御世話人共請人ニ相立召置候上村役人衆重疊御詮議之上御奥判申請進置候儀ニ付毛頭相違之儀無御座候仍而右酒造株一切家屋敷共永代相傳ニ賣渡申證文如件

酒造株賣主

井 上 久 市 印

同 治 三 郎 印

と ら 印

明治四年未ノ十月

治三郎女房

三苦又四郎殿

右本文之通承届候處相違無御座候仍而奥書如件

（以下一族請人二名世
話人請人七名連署）

（庄屋署名捺印宛
所は三苦又四郎）

以上で筑前地方の德政擔保文言附證文の例は終ることにするのであるが、尙ほ参考として、豊前、豊後及び筑後地方の類例二三を掲げて置くことにしよう。

先づ豊前のもの、明治三年の村備米年賦書物（九大農學部研究室藏）に『年限之内ニ御用捨並年延等被仰出候共』、又同三年の永代賣渡證文之事（同上）に『上々如何体之御仕組筋被仰出候共』などに見える。

豊後のものとして、天明三年の借用銭年賦極證據之事（同上千原家文書）に『公私共ニ如何様之仕組者有之候共』。

次に筑後地方のもの、延享貳年丑十二月の賣流申開田地之事(福岡縣史資料第一輯五一五頁)に『何様之新規有之候而茂』と、又天保十四年卯十二月の借用證文之裏(九大法制史研究室藏久留米市文書)に『新規新法如何体之儀被仰出候而』と、或は明治五年申五月の御預り申上候金子之裏(同上)に『以來如何様之新規御定法等被仰出候共』などと見える。

扱て以上に擧げた例證から先づ、筑前地方にては法律の命ずる所を遵奉せざる旨の特約をなす慣行が、近世を通じて存在したと云ひ得るのであるが、此慣行は法制史的に色々の問題を包藏して居ると思ふ。

その問題の主なるものとしては、先づ第一に、此種の特約は果して有效なりしや否や。第二に、此種の慣行は只中世の傳統を模倣し守り續けた丈のことであつたか、或は此種の特約のなさるべき社會狀勢、即ち筑前地方に於て、私のこゝに所謂德政(義廣)が、近世を通じ屢々行はれたといふ様な事情から、必要に迫られて此種の慣行が行はれるに至つたものかどうか等であらう。

今私は之等の問題に就いて、充分なる解答を與へ得ないので、全てを將來の考究に譲らねばならない。只第一の問題に就き、昆陽漫錄(日本隨筆大成(本四四六頁))の德政の條に見ゆる次の文を、備忘の爲めに記録して置く。即ち『先ニ室町殿日記ニ載セタル、料足ノ手形ヲ觀ル。……姦民ノ爲スコトハ防ギガタキコト、思ヒシニ、大館常興並大和晴通ノ記ト題スル書ニ云ク、天下一同ノ德政行共可ニ返辨ノ由。堅ク雖ニ申合。御法ノ德政ノ時ハ、借書文書ニヨリ、オシナベテ德政行フ事ナリ。其段覺悟アル錢主ハ、皆預リ狀ニスルナリト。』第二の問題に就きて、私の所謂廣義の德政が、筑前地方に行はれたことがあつたといふことは事實である(例へば福岡玉泉教授の示教に依る所であるが、福岡藏三吉家文書に依り、文政度の

不作爲の給付契約・詮證文・徳政擔保文言附證文（金田）

（第四卷第二號 二九〇） 八六

實例を知り得る）といふことを記して置くことにする。

（昭和九年一月十八日）